
少年事件における
付添人の
必要性と役割
についての考察

担当教授：城下 裕二 先生

所属ゼミ：刑法総論

氏名：大家 菜々子

目次

◆ はじめに	1
1. 全件付添人制度	
1. 付添人制度とは	1
i. 少年事件の流れ	
ii. 付添人とは	
2. 福岡県弁護士会の取り組み	3
i. 県内全件付添人制度の実践	
ii. 制度誕生までの経緯	
① 制度ができる前の実態	
② なぜ制度が実現しづらいか	
③ 制度の内容	
iii. 制度がスタートして	
① 制度の実施状況	
② 制度を担う弁護士	
3. 全国での広がり	10
i. 当番付添人制度を運用している弁護士会	
ii. 当番付添人制度以外の取り組み	
iii. 今後の展開	
4. 全件付添人制度の必要性	13

2. 民間の付添人の可能性	16
1. 付添人活動を行う NPO 団体の紹介	16
i. 団体設立の経緯	
ii. 実際の付添人活動	
① 審判中における付添人活動の特性	
② 審判後における付添人活動の特性	
iii. 付添人の養成	
2. 付添人の立場をとることの必要性	21
3. 少年更生における民間付添人の可能性	22
3. 全件付添人制度運用の上での民間付添人の利用価値	25
4. まとめ	27
◆ 資料編	29
◆ 脚注	36
◆ 参考文献	40

◆ はじめに

この論文は、少年審判における付添人の選任される割合が、現状では極端に低く、多くの少年事件には付添人が付されないままであることを踏まえ、少年審判における付添人の必要性および付添人の役割とは何かについて検討し、果たして付添人がつかないまま少年審判が行われている現状は妥当なのかどうか考察するものである。

そして本文中においては、第一に、少年が身柄を拘束されている事件については全件付添人が選任されるべきだという立場から、「当番付添人制度」という名称で観護措置をとられた少年事件全件に対し付添人をつける制度を実施した福岡弁護士会の取り組みを紹介する。第二に、少年審判における付添人の役割について、福祉的役割を重要視する立場から、民間の付添人の活動を行っている NPO 団体の活動を紹介する。

これら二つの実際に行われている取り組みを検討することで、少年に付添人が付されるべきであること、付添人の役割は福祉的・教育的役割が重要であることを立証したい。

この NPO 団体については、組織の詳細に関しては本文の中で言及するのでここでは省くとして、私自身が 1 年半の期間、団体を研究し、活動に参加することで活動内容を把握していったものである。この経験を通して、実際に、少年と接する付添人や保護者に会い貴重な経験をすることが出来た。この論文を通して、少年にとって、保護者との関係性の重要さや信頼できる大人が存在することが如何に大切なことであるかということも伝えたい。

第 1. 章 全件付添人制度

第 1. 節 付添人制度とは

第 i. 項 少年事件の流れ

付添人とは何かを説明する前に、まず少年事件について簡単に説明する。少年事件の対象となるのは、14 歳以上の罪を犯した少年（犯罪少年）と、14 歳未満の刑罰法令に触れる行為をした少年（触法少年）と、将来罪を犯すおそれのある少年（ぐ犯少年）であり（少年法第 3 条）、総合して非行少年という¹⁾。ここでいう少年とは 20 歳に満たないものである（少年法第 2 条）。

家庭裁判所における手続きは、検察官による送致（少年法第 42 条）、司法警察員による送致（少年法第 41 条）、都道府県知事又は児童相談所長からの送致（児童福祉法 27 条 1 項 4 号、27 条の 3）、一般人による通告（少年法第 6 条 1 項）、家庭裁判所別調査官による報告（少年法第 7 条 1 項）によって始められる。

司法警察員による送致については、刑事訴訟法 246 条によれば「司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは…事件を検察官に送致しなければならない」とあるが、少年法第 41 条により「少年の被疑事件について…罰金以下の刑にあたる犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない」と定められており司法警察員により直接家庭裁判所に送致する場合がある。

また、都道府県知事又は児童相談所長からの送致については、触法少年およびぐ犯少年

で 14 歳に満たない者に関しては原則児童福祉法上の措置が取られ、「都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができる」（少年法第 3 条）としている。

家庭裁判所が裁判権や地域管轄、対象少年の存在、年齢管轄などの審判条件を判断し受理したものが、少年保護事件となる。家庭裁判所は必要があるときは観護措置の決定をし、少年の自由を拘束し身柄を保護することができる（少年法第 17 条）。また、家庭裁判所に送致する際、逮捕され検察官に送致されたときに勾留（代用監獄か拘置所か少年鑑別所において最大 10 日間拘留延長でさらに 10 日間）または勾留に代わる観護措置（少年鑑別所において最大 10 日間）によって身柄を拘束されていた少年は、観護措置の決定がされたとみなされる「みなし観護措置」がとられ（少年法第 17 条 6 項、7 項）、家庭裁判所送致後も引き続き身柄が拘束される。観護措置とならない場合には、在宅のまま調査、審判が行われる。観護措置には家庭裁判所別調査官の観護に付する観護措置と、少年鑑別所に送致する観護措置の 2 種類がある（少年法第 17 条 1 項 1 号、2 号）が、家庭裁判所別調査官の観護に付する観護措置は、少年を在宅させて行うものなので身柄拘束を伴わない。実務上、「観護措置」と呼ぶ場合は少年鑑別所に送致する観護措置を指し、本文においても、「観護措置」とは少年鑑別所に送致する観護措置を指すものとする。

少年鑑別所は少年の心身の状態を医学・心理学・教育学などの科学的方法を用いて調査・診断を行い、非行の原因を解明して処遇方針をたてるための法務省所管の施設である。ここで行われた調査は、「鑑別結果通知書」として提出され審判での判断材料となる²⁾。観護措置の決定により少年鑑別所へ収容された場合、収容期間は原則として 2 週間であり、更新の決定によりさらに 2 週間の延長が可能である（少年法第 17 条 3 項）。実際には 4 週間の収容が一般的である。さらに、一定の事件においては更新が 3 回まで認められ、最大 8 週間の収容が平成 12 年の少年法改正により可能になった（少年法第 17 条 4 項、9 項）。また、この改正によって、観護措置決定および更新決定に対して、少年、その法定代理人又は付添人は家庭裁判所に異議の申立てをすることができるようになった（少年法第 17 条の 2）。

家庭裁判所は受理した少年保護事件について調査をし、審判条件を満たした場合に審判を行う。審判を行い、試験観察（処分決定を一定期間猶予する中間的措置。明文規定なし。）もしくは不処分決定（少年法第 23 条 2 項）、または保護観察か少年院送致か児童自立支援施設・児童養護施設送致となる保護処分決定（少年法第 24 条 1 項）、都道府県知事又は児童相談所長への送致（少年法 18 条 1 項、第 23 条 1 項）または検察官への送致（少年法第 20 条第 19 条 2 項）の送致決定、のいずれかの決定を出す。

第ii. 項 付添人とは

付添人とは、少年が家庭裁判所に送致されてから開始する少年審判において、刑事事件の訴訟手続きにおける弁護人にあたるものである。ただし、少年審判は刑事事件の様に対立的な手続きではないので、付添人は少年が「適正な保護処分を受けるための協力者としての立場を有する。」³⁾付添人は少年および保護者が選任することができ、弁護士が付添人となる場合は家庭裁判所の許可は不要で、弁護士以外の者が付添人に選任されるには家庭

裁判所の許可が必要である（少年法第 10 条 1 項）。保護者自身が家庭裁判所の許可を受けて付添人となることも可能である（少年法第 10 条 2 項）。

付添人のする活動は、①裁判官の許可があれば観護措置決定手続きへ立会い、観護措置の要否について意見を訴える、②観護措置決定の取消を求めての裁判所への働きかけ、または観護措置決定に対する異議の申立や更新決定に対する異議申立を行う、③少年との面会および手紙などを通して、少年の胸の底を聞きだす、④保護者からの事情聴取を行い、問題の所在をつかむ、⑤「捜査記録」の閲覧と、調査官が行った調査の結果、少年鑑別所が行った調査の結果である鑑別結果通知書、および調査官がどのような処遇が妥当か判断した調査官意見が含まれている「社会記録」の閲覧をする、⑥少年事件では証拠能力の制限がないので有利な証拠の収集と裁判所への提出をその都度行う、⑦親との面接、教師との面会、雇主との面会、保護司との面会（保護観察中であった場合）、少年の友人関係の調査などの環境調整を行う、⑧鑑別技官との面会をして少年の行動観察の様子を聞いたり、可能であれば鑑別の結果を聞いたり、記録を見せてもらったりする。これは社会記録に掲載されるものは結果だけなので、鑑別技官との面接でより詳しく知ることができる、⑨調査官との面会を行い相互に情報を交換し、問題意識を共通にして少年にとって良い処遇を探る協力体制を作る。特に処遇決定には調査官の調査官意見が重視されるので環境調整など付添人活動の成果を報告する、⑩裁判官との面会をして裁判官の事件に対する見方の把握やこちらの意見の理解を求める活動をする、⑪被害者との接触や被害代償を行う、⑫付添人意見書を提出する、といった内容である。以上が審判の開始される前に付添人が行う活動の例であるが、審判の開始前にやるべきことは凝縮され、審判自体は仕上げの段階であると言ってよい。審判当日は保護者や今後の監督者となる人物など審判の出席者を確保し、必要に応じて証人尋問をすることや、少年に対する質問などの活動がある。ちなみに出席者について、審判は公開のものではないので、審判への出席は裁判官の裁量による⁴⁾。

以上の活動を行うのが少年審判における付添人である。付添人は少年か保護者の選任により私選でつくものの他に、付添人費用が支払えない場合には日本弁護士連合会が設立した財団法人である法律扶助協会の法律扶助制度により、扶助付添人を選任できる。また、少年法改正により一定の事件において少年審判に検察官が関与できるようになった（少年法第 22 条の 2、第 32 条の 4）。そのような場合に少年に弁護士である付添人がないときには、国選で付添人が付されることになる（少年法第 22 条の 3、第 1 項第 32 条の 5）。

第 2. 節 福岡県弁護士会の取り組み

第 i. 項 県内全件付添人制度の実践

福岡県弁護士会では、平成 13 年 2 月から県内で観護措置をとられた少年事件全件に対し付添人をつける「当番付添人制度」（導入前「身柄事件全件付添制度」の名称だったものを変更）を開始した⁵⁾。それまで少年事件全件に付添人をつけようという制度は存在したことがなく、福岡県弁護士会の試みは全国で初めてであった。

付添人は、もちろん私選でつけることができる。しかし、実際に少年事件の総数のうち、付添人がつけられている事件は極めて少ないといえよう。その割合は 6% 前後である⁶⁾。成人刑事事件において、国選弁護士制度により、総事件のうち弁護人のつく割合が、約 98%

である⁷⁾ことと比べれば、その差は歴然としている。成人刑事事件に比べ、少年の場合、保護は要保護性に基づくので、起訴される成人とは基礎が異なり一概に比較することは出来ない。しかし、保護する必要がある少年を家庭裁判所に送るのだという、その保護という考え方にこそ法は少年を守るのだという意味が表れているのならば、少年を成人よりも軽んじていいということにはならないはずである。

福岡県弁護士会の子どもの権利委員会は、少年を守るためには少年全員に付添人をつけることが必要と考え、その実現には「全少年事件に付添人をつけること」を制度として確立することが必要であると考えた。なぜならば、これまで少年に付添人をつけることをサポートしようと、扶助制度が設けられていたり、当番弁護士制度(当番弁護士制度とは、被疑者が「当番弁護士を頼みたい」といえば警察署や裁判所などから最寄りの弁護士会に連絡が入り、弁護士がすみやかに被疑者に接見に来てくれる制度で、1回目の面会は無料である⁸⁾。)によって少年に対応しようとする試みもあったが、その運用により少年全員への付添人選任を実現させるには及ばなかったからである。福岡県では、「扶助要件はかなり緩やかに」なっており、「少年が付添人の選任を希望すれば、ほぼ例外なく扶助付添人が選任されていた」⁹⁾にもかかわらず、限られた場面でしか活用されていなかった為に、全国の統計と同じように付添人が選任されていない少年が多く存在していた。限られた場面とは、家庭裁判所からの扶助依頼に答えて扶助付添人が選任されていたケースなどである。少年及び親からの直接の付添人に対する接触はそう多くなかったのではないかと考えられる。

福岡県で、当番付添人制度を発足させた福岡県弁護士会子どもの権利委員会で平成13年当時委員長だった大谷辰雄弁護士はこう述べている。「実際には、ほとんどの少年(保護者も含めて)は、弁護士がどういう人間であるかを知らないし、付添人制度の存在も知らない。当然、費用がなくても扶助で付添人を選任することができる制度があるということも知らない。したがって、付添人を選任したいという少年の意志が私たち弁護士に伝わってくることはない。」⁹⁾少年が付添人の選任をしたいという意思を有するのに、その意思を伝える仕組みがない。これは、手続き上の欠陥ではないだろうか。たしかに、意思があればそれを実行に移すための手段はある。自分で調べて自分で直接接触すれば良いのである。しかし、大谷弁護士のいうように知らないからこそ行動に移せないことは多くある。付添人を選任すればどのようなメリットがあるのかどうかを知らなければ、そのメリットを得ようとも考えられず、付添人を選任できる手段がないか行動を起こすこともない。これは付添人を選任するチャンスを奪うことにもなる。また、少年自身に付添人が必要かどうかを客観的に判断する能力が備わっているといえないことからしても、付添人を選任する権利は奪われているといえるだろう。というのも、少年自身に自己の権利を実現できるだけの能力が十分ではないからこそ少年は保護されているのであるから、法は、少年が自己の権利を達成しやすいように格段のサポートをする必要があり責任があるのではないだろうか。これに対して、少年に客観的判断能力が備わっていないことについて、親の役割を指摘する声もあるだろう。しかし、そもそも保護されるような少年には家庭で親が親の役割を十分に果たしていないことは多く、少年がどのような家庭環境にあっても、等しく付添人選任の機会を与えられるためには、格段のサポートが必要であることは間違いない。

そのサポートとして、各地の家庭裁判所で扶助付添人や当番弁護士の制度を知らせるような取り組みはなされており、例えば東京家庭裁判所では待合室で待機中の少年に、付添

人制度についてわかりやすい文書を示して説明を行っている¹⁰⁾。このような中であって、福岡県では福岡県弁護士会と福岡家庭裁判所とで「扶助付添人についての協議会」を毎年行うなど良好な関係を築いており、当番付添人制度では、家庭裁判所の協力を得て裁判官から少年に対して観護措置をとる際に告知してもらおうなど、少年が権利を行使できるように配慮がなされている。この告知は、裁判官の裁量によるものだが、福岡県では、福岡家庭裁判所の裁判官が協力する意向を示している。裁判官が告知することにより、少年の会ってみようかなという気持ちは生じやすくなるであろう。裁判官が告知する内容は、まず弁護士に一度会ってみよう裁判官が勧めること、弁護士から説明を聞いてみて付添人を選任するかを少年が決めること、弁護士に一度会うのは無料であること、である。この告知によれば、少年は自ら付添人に接触するというよりも、より受動的に付添人と接触することになり、拒否しない限り一回は弁護士と対面することになる。そうした弁護士との会いやしやすい環境があつてこそ、少年の付添人を選任する権利は実現されるため、裁判官による告知は意義が大きい。

第ii. 項 制度誕生までの経緯

① 制度ができる前の実態

付添人が選任される割合は、平成 17 年の時点で、少年総数 70,088 人のうち約 6.6%である。当番付添人制度発足前の平成 8 年から平成 12 年は、1.4%から 5.1%であった。

これまでの一般保護事件での付添人の有無の割合を表にまとめたものが表①[一般保護少年事件における付添人選任率歴年比較]¹²⁾である(資料編の 29 頁)。少年事件における付添人の選任率は、平成 9 年から平成 10 年にかけて 2.6 倍に急増し平成 10 年から平成 15 年まで 1%以内で増加を続け、平成 16 年でいったん減少するも、翌年の平成 17 年には前年の減少率以上に回復し 1%に近い割合で増加している。しかし年々増加しているものの少年は保護されても付添人がつかないまま審判が終局しているケースが多く、未だ付添人選任の割合は 10%にも満たない。起訴された被告につく弁護人が平成 17 年の統計で成人刑事事件の被告総数 93,752 人のうち約 98%であることと比べると、極めて少ないといえるだろう。

成人事件における被告と少年事件における少年は、性質が異なるのでたしかに一概には比較できない。そこで、少年の中でも審判を開始しない旨の決定がなされた場合(少年法第 19 条)である審判不開始及び年齢超過により検察官へ送致になったもの(少年法第 19 条 2 項、同法 23 条 3 項)を除き、審判が開始され終局決定がなされたものについて、つまり保護処分、不処分、もしくは児童福祉法の規定による措置が相当として知事または児童相談所長へ送致となったもの(少年法第 18 条 1 項、同法 23 条 1 項)、刑事処分相当により検察官へ送致(少年法第 20 条、同法 23 条 1 項)となったものに限って、付添人のついた割合を示したのが表②[審判開始した少年事件の付添人選任率歴年比較]¹³⁾(資料編の 29 頁)である。

それでも、少年の付添人率は平均して 9.2%、高くても平成 17 年の約 13.2%と、やはり成人に比べ付添人のつく割合は低いことがわかる。しかし、審判が開始したかどうかによって付添人の有無を比較することよりも、保護された少年のうち観護措置により拘束された状態に置かれた少年について、付添人のつくことが必要かどうかを検討することが必要

であると考えるので、表②はあくまで参考として欲しい。表①と表②をあわせて、少年事件において付添人のつくことがいかに少ないかは明らかになった。

さらに、平成12年度に観護措置をとられた少年は18,072人であり、このうち保護処分、不処分、もしくは知事または児童相談所長へ送致、刑事処分相当により検察官へ送致となった少年は17,864人である¹⁴⁾。もし、平成12年度の付添人が、在宅になった少年についてではなく観護措置になった少年についてのだと仮定し、それも観護措置を受けたうえで審判における最終決定を受けた少年についてのだと仮定しても、当番付添人制度発足前の平成12年に観護措置により長期拘束された少年のうち付添人の選任をしたのは約21.4%¹⁵⁾にとどまる。長期間拘束を受けた少年のうち約78.6%は、付添人に一度も会わないまま少年院送致などの処分を受け得る審判を終了させている、という実態があると言うことが出来る。実際は、在宅の少年事件でも付添人が選任されている場合や、審判不開始及び年齢超過により検察官へ送致になったものでも付添人が選任されている場合はあるので、78.6%よりも高い割合となるであろう。

② なぜ制度が実現しづらいか

当番付添人制度を発足させるにあたって、全事件に付添人を確保するだけの人材の確保と、付添人を扶助でつける場合の資金源の確保は容易ではない。また、家庭裁判所の協力を得られるかどうかという点も、この制度を実現するには避けて通れない課題である。なぜ家庭裁判所の協力が必要かという点、それはこれまで扶助制度や当番弁護士制度という制度があっても少年が付添人を選任するのに大きな成果を上げられなかったことがものごとくように、家庭裁判所が少年を付添人のもとに導く役割を果たさなければ両者は出会うことさえ出来ないからである。つまり、この当番付添人制度にとって家庭裁判所の役割はとても大きいと考えられる。

当番付添人制度を実現するにはこれら3つの点が大きな課題となる。

では、福岡県弁護士会の場合にはどのように課題を乗り越えたのであろうか¹⁶⁾。福岡県弁護士会でもこれら3つの課題があったことは例外ではなかった。当番付添人制度の実現を推し進めた子どもの権利委員会のプロジェクトチームは、できることから始める思いで、最初は弁護士数の多く交通の便の良い福岡市内で地域を限定し、対象少年に年齢制限を設けることで受件数を絞り込み、規模を小さくして開始し、家庭裁判所の協力には2～3年以上は説得に時間がかかるだろうという見通しを立てていたのである。しかし、結果的には全県一斉に、年齢制限なく、制度が開始された。

まず、人材の確保の問題について、福岡県弁護士会の会員全員にアンケートを行うことで、制度が開始された場合にどれほどの弁護士から登録を受けられるかを調査した。それにあわせて、「福岡県内における少年事件の観護措置件数・付添人選任件数等」¹⁷⁾（表③、資料編の30頁）の説明を行った。また、毎月付添人研修会を開催し、『少年事件付添人マニュアル』（日本評論社、2002）を出版したうえで内容を簡略に記載したリーフレットも作成した。その結果、総会員数の半数以上から付添人に登録してもいいという回答を得ることが出来たのである。全く付添人経験のない弁護士からも、承諾を得ることができた。しかし福岡県弁護士会には地域ごとに4つの管轄があり、表③からもわかるように管轄地域

によって弁護士数に偏りがある。さらに、少年鑑別所は福岡市内でも交通の不便なところにあるので、遠い地域からは電車に乗って40分、さらにタクシーに乗って40分、という時間がかかり、弁護士の負担は相当なものであった。そこで、弁護士数の少ない地域には、弁護士数の多い福岡市内から応援を出すことになった。

つぎに、家庭裁判所の協力については、それまで毎年、福岡家庭裁判所の所長、少年事件担当の裁判官、家庭裁判所別調査官、裁判所書記官などと、福岡県弁護士会の会長、副会長、子どもの権利委員会メンバーが出席して、扶助付添人について協議会を開催してきた。その成果として、福岡家庭裁判所では観護措置をとる際に裁判官が少年に対して、付添人選任権があることの告知と扶助付添人制度の説明を口頭で説明して、さらにわかりやすく書面にして少年が読める状態にしていた。そのため、弁護士の付添人活動に対して信頼があったといえるかもしれない。それまでの家庭裁判所との協力的な関係が影響してか、当番付添人制度の実施に関しても協力的な反応がすぐに返ってきたようだ。そこで、家庭裁判所側の窓口の決定と、当番付添人制度の実現に向けての協議会を開催することの決定がなされ、その後5ヶ月に6回の頻度で協議会が開催された。そして当番付添人制度の実施にあたっては、裁判官からの告知¹⁸⁾など、裁判所の協力が実現された。

つぎに、資金源の確保については、福岡県では扶助付添人に対して一件あたり着手金8万円と費用2万円の合計10万円が支払われている。試験観察になった際の報酬等はない。付添人は、私選で選任されない限り、多くが扶助によって付添人をつけられる。法律扶助制度の運用のうち、少年事件の付添人という枠のこれまでの割合が、当番付添人制度の開始によって急増することは明らかである。この扶助付添人の場合の資金源の確保は、簡単に解決できる問題ではない。扶助付添人に支払われる10万円は、3つの団体が共同して負担する。負担の配分は、扶助協会本部から3万円、日弁連の基金から3万円、扶助協会福岡支部から4万円となっており、全国区の扶助協会本部と日弁連が、福岡県だけ費用が突出して多くなった場合にも費用を負担してくれるだろうかという懸念があったのである。しかし、福岡県弁護士会の会員が扶助協会福岡支部の負担も背負うことになり「リーガルサービス基金」の強化をして扶助協会福岡支部の負担に充てる等の対策を迫られる中、福岡県弁護士会は付添人活動の人的負担も負いながら頑張っているのだから、全国区の2つの団体もきっと応援してくれるだろう、という期待を持って、資金源の確保については不安の残るまま制度を開始したのである。

福岡弁護士会の場合、課題をクリアーし、一部はクリアーしないまでも課題検討を継続させる形で当番付添人制度をスタートさせることが出来た。しかし、これら3つの課題はどここの弁護士会でも同じように解決できる問題ではないと思う。特に、人材の確保についてどうしても解決できない地域があるのではないかと考えるからだ。全国各地で同じように制度を支えるだけの十分な数の弁護士がいるわけではない。詳しくは1章3節「全国での広がり」(11頁)で弁護士の人数・制度の普及について言及があるが、人口に対して弁護士の比率が極端に少ない県・地域がある。このような場所の弁護士達が、もしほぼ全員当番付添人名簿に登録して付添人を引き受けたとしてもそれでも足りるだろうか。そしてひとりひとりにかかるその負担を弁護士は背負いきれるのだろうか。こうした現状から、人材を確保できるかどうかの「ひと」の問題は深刻な要因であると考えられる。

③ 制度の内容

福岡県弁護士会の当番付添人制度が、どのように運用されているかここで詳しく紹介する¹⁹⁾。

対象は、県内で観護措置をとられた少年で、未だ私選などの付添人がついておらず、付添人の選任を希望する少年、全員である。年齢制限はない。

まず、家庭裁判所の裁判官が、観護措置決定をする際にあわせて当番付添人制度があることを少年に伝える。そして①付添人選任権があること、②希望すれば弁護士が面会に来ること、③一回目の面会は無料であること、の3点を告知する。

少年が面会を希望した場合、家庭裁判所から福岡県弁護士会に連絡が入る。弁護士会から当番の弁護士に連絡がいき、その弁護士が24時間以内に²⁰⁾少年鑑別所へ少年に面会に行く。

そして、少年が面会で付添人を選任する意思を表明した場合、扶助を希望するかどうか弁護士は確認する。扶助を希望した場合、弁護士が扶助申請を行って付添人に就任する。

面会をした弁護士には、「少年が明示の拒否の意思表示をしない限り、弁護士が自主的に付添人に就任する」義務が課せられている。これは福岡県弁護士会でのとりきめであるが、この義務によって、当番の弁護士は1回目の面会で終わるだけでなく、出来るだけ付添人としてその後も少年に付き添うことになり、この点が、当番弁護士制度が多くは一回の面会で終わることとの大きな違いであるといえる。少年が面会で付添人を選任する意思を明示しない場合でも、少年に対して弁護士は積極的に付添人になるよう努力する必要がある。

なお、当番の弁護士は当番付添人名簿に登録されていて、あらかじめ日にちごとに振り分けられており、一日に3人の弁護士が待機している。弁護士1人につき2件の事件を配し、3件目から次の弁護士に配する²¹⁾。1人の弁護士が何件担当するかについては、1人の一回の当番につき1件しか担当したくないという弁護士もいれば、少年鑑別所まで移動するのだから同じ機会に多人数をこなす方が金銭的時間的にも効率がいいという弁護士もいた為に、間を取った1人につき2件ということで福岡県弁護士会の当番付添人制度は開始された²²⁾。

第iii. 項 制度がスタートして

① 制度の実施状況

制度の実施状況については、最近の情報が公開されておらず、詳しいことを報告することができないが、制度を開始した平成13年の実施状況について述べる。まず、制度を開始した平成13年2月から4月までの3ヶ月間の記録では、当番付添人制度での受任件数は、2月に22件、3月に33件、4月に42件となっていた。毎月10件程度のペースで利用件数は増加している²³⁾。また、平成13年9月11日の時点では、それまでの受任件数が288件と発表されており、5月から9月中旬までの受任件数は191件である。単純にこの受任件数を4ヵ月半で割ると、毎月の平均が42件から43件であったと推測することができる。その後も同じペースで毎月受任したと仮定すると、平成13年2月から平成14年1月までの当番付添人制度の運用で、一年間の受任件数は約480件であったことになる。福岡県弁

護士会の子どもの権利委員会の発表によれば（表③，資料編の 30 頁）、福岡県内の平成 8 年から平成 11 年まで扶助による付添人件数は、平成 8 年に 88 件、平成 9 年に 121 件、平成 10 年に 143 件、平成 11 年に 129 件であった。つまり、当番付添人制度の運用により、付添人選任率は 4 倍近く増加したのではないかという事が予測できる。実際には、当番付添人制度が認知されることにより付添人制度開始後一年間の本当の受任件数はさらに多いかもしれない点、当番付添人の中に私選で選任されたケースがある点、当番付添人制度開始前まで扶助付添人が選任されていたようなケースが全て当番付添人制度開始後には制度を利用するケースに当てはまるとは限らない点などを考慮すれば、当番付添人の受任件数と扶助付添人の受任件数とで比較をして単純に 4 倍という数字にはならないだろう。しかし、資料がない中で、制度の実施状況を推測する上では参考になるのではないかと思う。

また、平成 11 年の段階で福岡県内の年間における観護措置件数は 1,111 件であり、平成 9 年から平成 11 年までで増加傾向であったことを鑑みて平成 11 年後も増加したとすると、平成 13 年の観護措置件数は 1,100 件を超えるものと考えられる。当番付添人制度を利用して選任された付添人の他にも付添人が選任された可能性はあるがあまり多いとは考えられない。とすれば、平成 13 年における 1,100 件以上の観護措置決定がなされた少年に付添人が選任された事件の割合は、多くてもせいぜい 50% を超す程度であると考えられ、観護措置をとられた少年事件全件に付添人をつけるという目標を達成するにはまだ程遠いという実態がある。しかしそれまで 5% 前後という割合でしか付添人が選任されていなかった状況からは確実な前進である。

福岡県弁護士会では、今後さらに当番付添人制度が認知され付添人の選任割合は増加するだろうという予測が立てられていると共に、裁判官から当番付添人制度についての丁寧な説明があったにもかかわらず弁護士との面会自体を拒否する事例も報告されており、このような事例の調査を今後していく必要があるとの新たな問題点も指摘されている。

また、福岡県弁護士会では当番付添人の名簿と当番弁護士の名簿が一致していない為に、少年が被疑者段階で当番弁護士と面会しても、その後家庭裁判所に送致されて、また違う弁護士が当番付添人としてやってくるという実態が制度の開始当初あった。家庭裁判所からは、被疑者段階で派遣する当番弁護士の段階で事件を受任してはどうかという意見が出されていた。この点に関連して、制度運用の方法として、付添人の制度を新たに設立する方法と、当番弁護士制度を拡充する方法があるが、被疑者段階では裁判官からの告知などの利点を活かせないで、当番弁護士制度の拡充という方法で制度を運用した方が良いとは思わない。しかし、少年が当番弁護士制度を利用した場合には被疑者段階で受任し少年の為に被疑者段階から活動する措置を取ることは少年にとっても利益になると考える。そのためには、当番弁護士制度と当番付添人制度を別個に運用するのではなく、制度同士を連動させることが必要であり、名簿も一致させなければならない。名簿を一致させることで、少年が被疑者段階で当番弁護士制度を利用して福岡県弁護士会に弁護士との接見を要請した場合には、少年がその後審判に付されることになっても付添人としての活動することが可能である当番付添人制度の名簿に登録している弁護士を、被疑者段階から派遣することが出来、被疑者段階で少年に接見した弁護士が当番付添人制度として派遣される弁護士としてもそのまま引き継ぐことが可能になる。福岡県弁護士会でもその必要性は検討されており、将来的には当番弁護士制度の名簿と当番付添人制度の名簿の一致をさせたい

という見解を出していた。福岡県弁護士会では当番付添人制度開始後、登録弁護士の調整等体制が整った後に改善がなされ、当番弁護士と当番付添人を連動させて制度を運用できるようになった。具体的には、当番弁護士のうちの3名から4名を当番付添人登録弁護士にして、被疑者段階の少年やその家族から当番弁護士へ依頼があれば、当番付添人登録弁護士を当番弁護士として派遣するようにした。また、少年による事件が新聞報道された場合にも将来家庭裁判所に送致されることを見越して当番付添人登録弁護士を派遣するようになった。当番弁護士制度では委員会派遣制度というものが実施されている場合があり、この委員会派遣制度とは、大犯罪が発生したときなど一定の条件を満たす場合に、逮捕・勾留されている本人やその家族から申し出がなくとも、弁護士会が必要と判断すれば当番弁護士の派遣を決定し、当番弁護士を派遣する制度である。この当番弁護士制度において実行していた弁護士会が独自に派遣する委員会派遣制度を、当番付添人制度においても実行するようになったのである。

② 制度を担う弁護士

次に、制度を開始してからの弁護士の負担については、当番が割り当てられるのは3ヶ月に約2回であるが、今後は名簿の整理やさらに登録弁護士を多くして、弁護士一人あたり年間2件程度の受任となることを目指したいとしている。実際に付添人活動をしている弁護士は、「少年事件は…大変だ、という思いがある。…短期間のうちにしなければならぬことが余りに多い。…前から予定していた他の仕事を変更してもらったり、準備書面作成は毎晩深夜までやったり、…とんでもないシワ寄せが発生する」と訴え弁護士の付添人活動の負担を明らかにしている²⁴⁾。

しかし一方で、担当した少年事件を通して付添人がつくことの必要性を改めて感じ当番付添人制度はやはり必要だと実感したと感想を述べる弁護士がとても多い。付添人として活動したことによって、少年が最初隠そうとしていた暴力団との関係を少年が付添人に告白し、そのおかげで審判後の新しい環境について対策を講じることが出来たことが審判を良い方向にもたらしめたという事例や、困難と思われていた被害者との示談を成立させることができ、少年が真に反省することにつながったという事例などが報告されている。

また、「少年が納得して審判結果を受け入れられるようにする」ことが「更生への意欲を強くもてる」ことにつながるという考えを持つ弁護士は、「少年の納得のためには、『自分の気持ちや言い分を十分に裁判官に伝え、裁判官はそれを理解した上で、理由をきちんと説明して、処分を決定してくれた』と感じられることが必要なのだ」としている。少年自身に裁判官に対して自分の気持ちや言い分を十分に伝える力が完全には備わっていない可能性を考えれば、少年の側に立って、少年が自分の気持ちや言い分を十分に伝えるためのサポートを行う役割を果たす者が必要で、それが付添人であると思う。この弁護士は、結論として、「少年と一緒に考え…少年の気持ちを裁判所に伝えて、…審判を…少年の納得できる手続きにしていくために、付添人が必要なのだ」と述べている²⁵⁾。

このように、付添人の必要性を弁護士自身も感じているからこそ、弁護士にとって負担が大きい制度でも、支えていくことができるのだと感じる。

第3. 節 全国での広がり

福岡県で始まった当番付添人制度は、全国に広がりを見せているのであろうか。表④[各都道府県弁護士会の取り組み]²⁶⁾ (資料編の30頁)では、全国の弁護士会の制度の実施状況を調べている。全国で福岡県の当番付添人制度と同じような制度が運用されている場合は、どのような形で実施されているかを紹介し、また、同じ制度はなくても少年事件に対してなんらかの少年を支える仕組みがある場合でも紹介している。弁護士会員数や人口も載せているので、あわせて参考にするるとどのような規模の弁護士会でどのような活動が行われているのかを確認することができる。

今回は各弁護士会のホームページが紹介している各弁護士会の活動の情報を基に、各弁護士会の取り組みを調査した。福岡県の他に、当番付添人制度を実施しているとホームページで確認できたのは、長野県、佐賀県、宮崎県、の3県である。弁護士会のホームページとは他の文献²⁷⁾を基に、和歌山県、熊本県、鹿児島県で福岡県の当番付添人制度と同じような制度が発足していること、東京都の弁護士会の中にも制度を実施している弁護士会があることが判明した²⁸⁾。しかし、弁護士会のホームページでは制度の詳しい内容について公開されていなかったために、このうち和歌山県、熊本県、鹿児島県については、表④の「当番付添人制度」の項目に制度の内容を加えることが出来なかった。ちなみに、制度の名称については「観護措置をとられた少年事件全件に対し付添人をつける」という福岡県でいう「当番付添人制度」と同じような制度を、どの弁護士会でも一律に「当番付添人制度」という福岡県と同じ名称を使い制度を運用していた。そのため、わかりやすく表④の項目も「当番付添人制度」の名称で統一している。

では、少年を支える仕組みについての各地における取り組みを以下に紹介する。

第i. 項 当番付添人制度を運用している弁護士会

東京弁護士会では、平成16年10月より当番付添人制度を実施している。開始当初は多摩支部が事件数の割に弁護士人口が少なく会員の弁護士達の負担はすでに相当なものであるという状況だったため、多摩支部については制度の開始を見送り一部地域に限定した形で開始された。多摩支部については、本部の会員に応援として多摩支部の名簿にも登録してもらうことで問題を解消し、平成16年の段階で平成17年4月に多摩支部でも当番付添人制度を開始することを予定しており、全域での実施を目指している。

東京弁護士会では当番付添人制度導入以前より、当番弁護士制度の運用のなかで、成人の被疑者に対する当番弁護士名簿とは別に少年事件の少年の被疑者のために「少年当番弁護士名簿」を設置していた。当番弁護士制度の運用のなかでも少年に対する独自の取り組みはなされていたわけであるが、当番付添人制度の導入に踏み切った理由について、以下の点をあげている。当番付添人制度の導入により、少年は被疑者段階で勾留決定を受ける時点だけでなく、家庭裁判所送致後や、家庭裁判所において観護措置決定を受ける時点でも、弁護士による面会を受けることになる。また、当番付添人制度により、裁判官からの付添人選任権の告知を受け、無料で弁護士と面会できる旨の説明を受けることができる。また、当番付添人制度は当番付添人が受任して付添人活動をすることを積極的に行うもの

であり、少年に対して付添人関与の少年事件の割合を増やすことに制度の主眼を置いている。こういった理由から、東京弁護士会では、当番弁護士制度の運用のなかで少年に対する取り組みを行うことのみにとどめるのではなく、当番付添人制度として制度を確立させることに意義と必要性があると考えた。

東京弁護士会では、当番弁護士制度で少年に対しての取り組みがなされていた為か、家庭裁判所送致後が当番付添人派遣の時点となる形で開始した福岡弁護士会での当番付添人制度と比較して、当番弁護士制度で少年から受け付けた場合には被害者の時点から付添人になることを見据えて派遣することができたことなど、少年の被疑者段階からの弁護士活動と家庭裁判所送致後の付添人活動との連携が、当番付添人制度開始当初からよりスムーズにいった様である。制度開始直後の平成 16 年 12 月段階での制度実施状況については、期待していたほど受付件数の急激な増加は認められなかったものの、制度の定着と共に、受付件数は増加していくだろうとの見解を出している。

また、宮崎県弁護士会でも当番付添人制度を実施している。内容は、被疑者弁護から家庭裁判所での付添人活動まで依頼を受けるという内容であり、被疑者段階でも依頼を受けることから当番弁護士制度の拡充とも言え、連動的な取り組みを期待することが出来る。平成 16 年 4 月の段階で付添人制度の対象者を限定しており、対象は 16 歳未満もしくは重大事件で身体拘束を受けた少年としている。

佐賀県弁護士会でも当番付添人制度が実施されており、家庭裁判所での審判に向けての付添人活動として取り組んでいる。

長野県弁護士会では、当番付添人制度を当番弁護士制度と同じ内容で運用しており、当番弁護士名簿に記載された当番弁護士が、当番付添人として少年との面会に行く。

熊本県弁護士会のホームページでは当番付添人制度等、少年事件全件についての付添人の取り組みの情報は公開されていなかったが、当番付添人制度が発足している旨の記述がある²⁷⁾。そして熊本県の付添人活動については「公的付添人制度に関する意見書」²⁸⁾という熊本県弁護士会の提言書において、以下のように発表されている。平成 5 年以前において年間 20 件程度であった法律扶助による付添人選任の件数が、法律扶助による付添人制度を熊本家庭裁判所との連携で行うことで、平成 13 年から平成 15 年では年間 120 件にまで大幅に増加した。これらのほとんどが年間 200 件である身柄拘束を受けた事件であり、身柄拘束を受けた事件における扶助付添人選任率は 60%である。また、付添人活動を行う弁護士については、付添人活動を経験する弁護士は平成 12 年から平成 15 年の 4 年間の調査によれば当時の会員数 110 名のうち約 50 名であり、それより以前に付添人活動を経験した弁護士もいることを考えると、付添人活動の経験のある弁護士は半数を超える。これはとても高い割合であり、経験のある弁護士が付添人活動をすることが可能であるという点、弁護士会が付添人活動について組織的に取り組もうとする際には協力が可能である弁護士が潜在的に多く存在するという点で、熊本県は豊富な人材がいる弁護士会ということが出来るであろう。

和歌山県、鹿児島県においては、残念ながら付添人活動について有益な情報を得ることが出来なかったため、今後調査を進めたい。

第ii.項 当番付添人制度意外での取り組み

大阪弁護士会では、特に付添人について制度は設けていないが、当番弁護士制度の中で制度を充実させることで実質的に付添人選任率をあげる取り組みがなされていると判断することが出来る。当番弁護士制度の案内には、一般の事件用の電話番号の他に、少年事件用に電話番号が案内されていて、少年事件に限定して受付が出来るようになっている。被疑者段階で少年に弁護士がつき、さらに審判後も引き続き同じ弁護士が付添人として選任されるには、当番弁護士制度との連携が必要であるため、当番弁護士制度の枠内でこういった取り組みをすることも有益であると考える。

次に、当番弁護士制度のなかで、委員会派遣制度を導入している弁護士会が全国で5箇所あることが今回判明し、またホームページ上で情報が公開されていなくても委員会派遣制度を実施している弁護士会はさらに多いことが予測される。特に、仙台弁護士会と福島県弁護士会では委員会派遣制度の中で少年についての取り扱いがあるので紹介したい。

仙台弁護士会では、委員会派遣制度として①重大事件②犯罪事実を争っている事件③被疑者が外国人や未成年である場合には要請がなくても当番弁護士を派遣している。未成年が被疑者段階で逮捕勾留されているときには付添人になろうとするものとして派遣される。被疑者段階で接見した後、審判が開始されたときに被疑者段階で接見した当番弁護士が付添人として引き続き選任される割合はどの程度なのか、という付添人段階に移行する際の付添人の選任についての努力はなされているかどうか調査が必要であるが、付添人活動についても期待できる弁護士会である。

ちなみに、仙台では観護措置件数に対する付添人の件数が8割を超えている(平成12年時点)。主な要因としては、地元の河北新報が少年の勾留をほとんど報道するために、逮捕された少年の情報の多くが仙台弁護士会に伝わり、少年に対して弁護士が派遣されることが挙げられる。また、家庭裁判所から扶助協会への要請が多い。さらに、弁護士会と扶助協会と少年友の会(家庭裁判所で扱う、少年の更正に協力することを目的として行われる事業に対し、補助を行うボランティアで構成される団体である)とで協議会を実施していることも影響していると考えられる³⁰⁾。

福島県弁護士会では、委員会派遣制度として、一定の重い罪(法定合議事件及びこれに準ずる罪)で身柄が拘束された場合、並びに被疑者が18歳未満の少年事件(道路交通法違反事件を除く)については、申し出がなくとも委員会で当番弁護士を派遣をするという取り扱いをしている。

第iii.項 今後の展開

以上が、全国での少年事件に対する取り組みの実施状況である。被疑者のための当番弁護士制度が、全国の弁護士会全てで実施されていることと比較すると、少年についての取り組みは各弁護士会によって対応に格差が生じている。当番付添人制度だけでなく、子ども専用の相談窓口などについても、ある弁護士会とない弁護士会で差が存在する。地域によってどの年齢層が多いかの特色はあるかもしれないが、子どもがいない地域は存在しない。当番弁護士制度が現在、全国で一般的であるのは、全国で一斉に標準的な制度として

開始されたのではなく、最初九州地方で始まった制度が全国に広がっていったという経緯がある。弁護士会によって、当番弁護士制度の開始時期が違うのはこのためだ。よって、少年を支える仕組みについても同じように、最初は一部で実施されている取り組みでもだんだんと全国に広まりやがては一般的な制度として定着する可能性があるのではないだろうか。現在、当番付添人制度を発足させた福岡県の周辺から、じわじわと広がっている様子が見てとれる。九州地方は福岡県の他に、佐賀県、宮崎県、熊本県、鹿児島県で、当番付添人制度が開始されていると言われており、明らかに他の地域と比べて実施率が高い。そして、全国の弁護士会は各分野において交流会を行い、積極的に意見の交換を行っている。これらのことから、当番付添人制度も当番弁護士制度と同じように全国に広がっていく可能性があると思う。当番付添人制度を開始するには、困難な問題を抱える弁護士会は存在するけれども、難しければ最初は対象を限定するなどして、小さい規模で制度を開始してみることは可能であり、実際に、東京弁護士会では多摩支部以外と地域を限定し制度を開始させていたし、宮崎県弁護士会では対象を16歳未満もしくは重大事件で身体拘束を受けた少年に限定して制度を開始させている。できることから始めて、是非全国で、当番付添人制度もしくは当番付添人制度と同じような付添人選任率を向上させる取り組みが実施されるようになることを期待している。

第4. 節 全件付添人制度の必要性

福岡県弁護士会の取り組みを見た上で、特に身柄を拘束された少年事件全件について付添人を選任することは制度として必要なのか検討する。

少年事件において付添人がついた方が少年にとって良いということは、付添人の行う活動の内容を簡単に述べただけでも明らかなことであろう（1章1節ii項「付添人とは」3頁以下を参照）。付添人を得ることによって、基本的な活動だけでも12項目の活動がなされ、少年はその活動の成果を享受するのである。これらの活動内容は、付添人活動のマニュアルに掲載されている内容であるので、必要に応じて付添人により活動の内容が異なることはあるが、少年の審判が適正なものであるように役割を果たすことには変わりはない。

付添人は環境の調整なども行うが、その役割において調査官と役割が重複しているので付添人は必要不可欠な存在とは言えないのではないかという指摘がある。調査官の役割とは、裁判所からの調査命令を受けて、少年鑑別所での少年との面接、裁判所または家庭において家族との面接を行うとともに、本籍照会・学校照会・職業照会などの環境の調査を行い、少年の身上・性格・保護環境などを心理学・社会学・教育学などの専門的立場から調査し、裁判官に助言する。調査結果は書面で報告し、要保護性についての判断をして処遇についての意見も調査官意見として提出する³¹⁾。

たしかに、付添人の行う活動も、同じ部分がある。しかし付添人は、少年の立場にたって、環境を変えていく環境調整を積極的に行ったり審判において少年の気持ちを裁判官に伝えたりすることができる。これは、少年の現状を分析することで理解していこうとする調査官とは立場を異にする。また、付添人は福祉的機能において調査官の補完的な役割を果たすことができる。調査官が付添人に指摘されて気づく点がある場合や、環境調整において調査官には裁判所の職員であるという立場上踏み込めないという活動の限界が存在す

る。

実際に調査官の話では、例えば学校と少年の関係がねじれてしまっている時に、調査官では学校という役所と家庭裁判所という役所との喧嘩になってしまう、という話がある。それに対して、付添人は客観的な立場で、具体的な事態の把握と相互に誤解があれば話し合いをさせて、少年と学校の間を緩和させることが可能である。そのことは、少年と家族の関係を修復する例でも同じことが言える。

また付添人が調査官に協力的である場合には、少年のためになることは何か付添人と協議し、付添人にしてもらいたい活動を提案し協力してもらうなどの付添人による調査官の補完的役割を、調査官が期待している面も調査官の話では感じ取れた³²⁾。調査官と協力することができれば、調査官が指摘する問題点を付添人に伝え、それを付添人が理解することで、その問題点に対する対策を立てていくことが付添人の役割となり、付添人の積極的な環境調整もここで発揮される。そのことが要保護性の減少に役立っていく、というのは付添人および調査官の共通した認識である³³⁾。

さらに、付添人は司法的な役割において調査官には無い必要性が存在する。調査官は心理学・社会学・教育学などの専門家であっても純粋な法律の専門家ではないし、非行事実の存否は調査事項に含まれていない。近年の傾向として社会情勢の変化や世論に押され厳罰化しており、少年の処分は重くなっていくことや身柄拘束の時間も長期化することが実態としてある。そのような傾向に対して、少年の権利を保護し、真の非行事実を明らかにし、適正な手続きのもとで審判を行うように活動するという司法的な面での必要性は高まり、弁護士である付添人が審判に関与する意義は大きくなるものと考えられる。

以上より、調査官と役割が重複する部分と重複しない部分があるけれども、付添人の存在は必要であることが言える。

審判において付添人が必要だといえれば、本来必要である付添人をつけられるということは平等な権利であり、等しく権利を実行できる環境に少年をおかなければならない。特に、付添人の司法的な役割を必要とする少年に関しては、付添人をつける必要性が高いということになる。司法的な役割を必要とするのは、身柄拘束を受けていることで自由を奪われた環境にある少年や、重く処遇される可能性の高い重大な事件における少年などである。そして、実際に施設に収容される決定を出される少年というのは、観護措置決定のなされた少年の中からであるという実態があり³⁴⁾、重大な決定を受ける少年は観護措置決定を受けていることが多いのである。そこで、観護措置の決定がなされた少年には特に付添人が必要であるということが言える。こうした少年に対して理解を手助けし付添人となろうとする弁護士に会えるよう促し、選任するかの選択を少年が情報量の違いに左右されず自分の意思で行い、選任を実現できるようサポートすることが必要である。そしてそのサポートとして、観護措置決定により身柄を拘束された少年全員に付添人をつけようとする制度を運用することが有効であるということが、福岡県弁護士会の取り組みを見て明らかになった今、少年事件全件に付添人をつけようとする制度は必要なものであると言える。

第2.章 民間の付添人の可能性

付添人は、主として弁護士が選任されることが多い。しかし、必ずしも弁護士である必要はなく、裁判官に許可されれば弁護士でなくとも付添人になることができる（少年法第10条）。これは裁判官の裁量により判断される。実際に、弁護士がなる付添人のほかに、審判に付される少年の保護者が付添人となる例は少なくない。付添人が選任された場合に、その付添人がどのような種類の人物であるかを調べた表が、表⑤[一般保護事件における付添人種類歴年比較]³⁵⁾（資料編の35頁）である。全体として弁護士の付添人が90%以上で圧倒的に多いが、保護者である付添人も毎年1%以上、多いときには2%を超える割合で存在している。また、弁護士でも保護者でもない付添人はその他の付添人として、毎年ばらつきはあるものの4.5%から7%の間で存在している。

区分としては「その他」で分類されている付添人の中に、民間の付添人というものがあり、この章ではその民間の付添人の可能性について、述べていく。

第1.節 付添人活動を行うNPO団体の紹介

東京都内に、付添人活動を行うNPO団体、「特定非営利活動法人非行克服支援センター」（以下、非行克服支援センター）がある。付添人活動は弁護士に限られるわけではないが、やはり選任される付添人の割合では弁護士が圧倒的に多い。付添人活動を民間で積極的に行おうとする試みは、今後の付添人活動全体に対して新しい流れを作るものになるのではないかと考え、この団体の試みを紹介することにした。付添人活動を弁護士が行うのではなく、民間が行う意義とは何であろうか。

第i.項 団体設立の経緯

非行克服支援センターでは、子どもたちの非行からの立ち直りを支援する活動が行われている。子どもたちの非行からの立ち直りを支援する活動の内容は「就労や仕事についての相談」、「進学・転校・受験など、学校や進路の相談」、「学習の遅れ・勉強の仕方についてのサポート」、「新しい生活をはじめするためのサポート」が主である³⁶⁾。非行についての相談の受付も電話や面接で行っており、学習会・講習会・セミナーも開催している。この相談に答える相談員や、付添人活動を行う付添人は、学習会を通して養成されるボランティアである。

非行克服支援センターの設立趣意書³⁷⁾に書かれているところによれば、非行克服支援センターは、平成8年に設立された任意団体「『非行』と向き合う親たちの会」の活動の幅を広げる為に、平成14年に法人化されたものであり、その活動理念などにおいて、「『非行』と向き合う親たちの会」の考えや設立の背景を抜きにしては語れない。

「非行」と向き合う親たちの会は、当時鹿児島で6人の少年によりいじめられた中学生が自殺をし、その自殺した中学生が残した遺書で名指しされた、いじめをしたとされる少年の一人の父親が自殺したという事件をきっかけにして、非行にはしる少年の親が一人で

悩まないで話し合える場所が必要であると考えられて東京都内で設立された。「親が、一人で悩まないで話し合える場所が必要である」という言葉は、「非行」と向き合う親たちの会が今年10周年を迎えたことを記念して開催されたシンポジウム³⁹⁾において、閉会の言葉として、自身も子供が非行をした経験のある親であり、団体の設立に関わってきた方が語ったものだ。この言葉は、非行をする子を持った親がどういう思いでいるかを端的に表した意味深いものであると感じた。この言葉から分かることは、親は一人で悩んでいること、話し合うどころか話すことの出来る場所さえないということである。閉会の言葉を担当した方は、鹿児島島の事件があった当初は子供との関係は既に修復されていた。それでも鹿児島島の事件にとっても衝撃を受けたと話している。自身の経験した過去と重ね合わせて、自殺してしまった鹿児島島の少年の父親が、どのように孤独でどのような気持ちでいたのか、少なからず理解することが出来たからではないかと思う。上記の言葉は、自身が一人で悩み話し合えない経験を実際にしたからこそ語れる言葉であると思う。

非行にはした少年の親とは、どのような親を思い浮かべるだろうか。「非行」と向き合う親たちの会に参加する「お母さん」達を見て知ったこと、それはとても頑張っている、これまでも充分頑張ってきた親の姿だった。私が出会ったのは、子供に対する怒りや子供の周りの環境に対する不満といったものよりも、子供がこうなったのは自分の子育ての仕方が悪かったのか、自分の性格が悪いのか、という子供のすることに対して自分を責める気持ちや、周りの人々に対しても自分を責めて申し訳ない気持ち、子供の考えていることが分からないという不安や悲しみ、そういったもので胸がいっぱいになっているお母さんばかりであった。親に育児を放棄されたことで非行にはしる少年はたしかに存在するが、現代の非行にはしる少年の親は必ずしも頑張っていない親ではなく、自分の出来る限りで精一杯頑張っている親も存在している。そしてその数は少なくない。現在「非行」と向き合う親たちの会では1500人以上の親達が交流をしている。さらに、関東圏で活動している「非行」と向き合う親たちの会の活動に賛同し、自分の地域でも同じような活動をする必要があると考え、活動を始めるために参考にしようと「非行」と向き合う親たちの会の学習会や会合にやってくる参加者は、全国各地に広がる。私が参加した、国立市で「非行」と向き合う親たちの会により主催された公開学習会では、仙台から日帰りで行ってきた女性が参加していて、「どこの地域にも子供は東京と同じようにいて、問題を抱える子供も東京と同じようにいる。こうした会を必要とする人は、本来どこの場所でもいるはず」と話していた。関東だけでなく全国にもいると考えれば、一人で悩み相談する事が出来ずにいる「頑張っている親」の数は少なくないといえる。

「非行」と向き合う親たちの会の発足当時に東京総合教育センターで教育相談活動を行っていた能重真作氏によると、当時の環境は次のようなものであった³⁹⁾。そのような親の多くは、「我が子の非行についてなかなか人に語れず」、「職場の同僚にも相談できないし、地域では周りから白い目で見られる、学校からも排除されることが多い。こういう状況の中で孤立し、そして一人で悩んでいる」という実態があった。この実態は今でもあまり変わっていないのではないかと思う。「非行」と向き合う親たちの会が設立された当初は、不登校の問題についてはマスコミで多く取り上げられ、不登校の親の会や不登校を考える会などが存在し活動が盛んに行われ、全国ネットワークも存在していたが、一方で非行の問題についてはマスコミで大きく取り上げられることもなかった。

能重氏は相談窓口を通して「学校にも家庭にも居場所がない、街に流れ出す子どもたちが非常に増えてきている」と実感していた。その中で、「同じ悩みをもった親同士、お互いに手をつないで、支え合い、励まし合い、学び合いたい、そういう会をつくってほしい」という要求が親達から能重氏のもとに寄せられた。これが平成8年に任意団体として「非行」と向き合う親たちの会をもつに至った経緯である。

非行克服支援センターは、「非行」と向き合う親たちの会で取り組んできた学習会や講演会やシンポジウム、親たちの交流する場の開催、非行体験記などの本の刊行という活動を更に発展させるためには、法人化が必要であると「非行」と向き合う親たちの会の運営者らが考えたことから、「非行」と向き合う親たちの会と連動して活動する別団体として、平成14年に設立されたNPO法人である⁴⁰⁾。

第ii.項 実際の付添人活動

弁護士の場合は裁判所の許可なくして付添人になることが出来る（少年法第10条1項但書）ので、弁護士は少年または保護者に選任されれば付添人になることができる。しかし、非行克服支援センターが少年または保護者に依頼されて付添人を選んでも、付添人に選任されるには裁判所の許可が必要である（少年法第10条1項）。裁判所の許可が下りた場合には付添人として弁護士の付添人と変わりなく付添人活動を行うことが出来るし、許可が下りない場合には付添人となることは出来ない。両方のケースがあるのだが、それぞれの場合で依頼した少年に対して今後どうしていくか、何が出来るか、担当となった者と非行克服支援センターとで考えて活動していく。付添人になれなかった場合でも、少年に対して、または少年と保護者に対して、少年の周りの環境に対して、できることをしていく。

また、裁判所から許可が下りずにそのまま他に付添人がつかない場合には、できるだけ付添人となる弁護士を紹介し非行克服支援センターの付添人でなくても付添人を選任するよう勧める。非行克服支援センターに付添人を依頼する少年や保護者は、非行克服支援センターの付添人だからこそと考えて依頼することも多いと考えられる。しかし、付添人は全ての少年事件につくべきだという非行克服支援センターの考えがあるので⁴¹⁾、自分たちが付添人になれないからといって、付添人のいないまま放置するのでは少年のためにはならないと考えるのではないだろうか。弁護士が付添人として選任されたとしても、非行克服支援センターは少年と家庭の問題の解決に対するサポートを審判の外で行う旨依頼者に伝え、付添人には弁護士についてもらうように活動したケースもあった。

では、次に民間の付添人の活動が具体的にどのようなものであるのか民間の付添人の特徴を中心に以下に説明していく。

① 審判中における付添人活動の特性

民間の付添人は審判中の活動の他に、審判後も念頭において付添人活動を行うことが最大の特徴である。

まず、審判中においては、弁護士が他の仕事も抱えながら付添人活動を行うことに比べ、民間の付添人はその少年一人に時間を割くことができる。よって、面会に行く回数を多く

することができるのでより多くの時間少年と向き合うことができる。

また、少年と親の関係の修復について非行克服支援センターは、専門機関である。親が少年を非行に及ぼせた原因となっている場合であっても、親は少年にとって一生親であり、その事実から逃れることは出来ない。そのため、できる限り少年と親の関係は修復する努力をすべきである。それは必ずしも、一緒に生活し続けることが必要なのではなく、離れることが必要な場合はそのような措置を講ずるものである。非行克服支援センターの付添人の場合、「非行」と向き合う親たちの会と連動していることの影響であるが、親と子どもがすれ違ってうまくいっていない場合、客観的に介入できる第三者の存在が関係修復において有効であることを熟知している。そして、非行克服支援センターは親と少年の双方に対して、経験が積まれている。「非行」と向き合う親たちの会の活動の10年間の中で、常に非行の子どもを持つ親と交流し、また、非行に限らず悩みを抱える子どもからの相談や、非行から立ち直った子どもとの触れ合いの中で、子どもの方とも交流してきたのである。その経験を活かした付添人活動を行うことが可能である。

② 審判後における付添人活動の特性

次に、民間の付添人の審判後の活動について言及する。本来の付添人は、家庭裁判所に送致された後、審判において終局決定がなされるまでの間が付添人活動を行う期間である。その後のアフターケアは、付添人それぞれでやる度合いも方法も様々で、あくまで付随的なものに過ぎない。しかし、非行克服支援センターは付添人活動を行う最中から、審判後も活動を継続することを念頭において活動することが出来る。

付添人は、審判の過程で少年から信頼を得ることや少年の周辺の環境の調整をできる限り行っていくが、審判が終わるまでに全てを満足のいくまでやり遂げるとは限らない。むしろ、少年自身や少年の周辺の環境が変化するには、予測不可能な時間がかかることの方が常であろう。少年によっては長い時間がかかったり、何かの拍子にふと変化が訪れたりする。そのタイミングが、審判の最中に訪れるとは限らないのである。少年が審判の最中に変わることができたと実感できる場合でさえも、その後さらに少年にとって意識の転換となる機会が訪れることも十分に有り得るだろう。そこで、民間の付添人では審判の後も長期的に、少年の非行においての問題点が解決するまで、活動に取り組む。その期間は審判後数週間で済むこともあれば、数年間に渡ることもある。

ここで、審判の最中に変わることができなければ、付添人は審判においてその役目を果たしていると言えないのではないかと思う人もいるかもしれない。このことに関しては、調査官が興味深い言及をしている。審判において、「子どもの側の変容を付添人の方に期待するということはあまりない…付添人の方の活動が材料として生きてくるということがとてもありがたい」のである⁴²⁾。付添人の子どもの変容を促す活動が不必要だといっているのではなく、可能であれば子どもの変容に関わって欲しいが、本来その努力をすべきは調査官の役割であり、その役割において付添人は調査官の補完的な役割を果たし、一方で、少年の将来的な筋道をたてるといった将来に向けてのプログラムの構築などの環境調整のような役割においては付添人が主だって活動していくことが期待され必要とされているのである。こういった付添人の活動の要請の中では、長期的な少年との関わりを通して少年

の変容に力を貸す活動は、少年自身の更生となるだけでなく、少年とその周りの環境（例えば少年と親の関係という環境）を変化させることにもなり、その活動は将来に向けてのプログラムを構築するという役割の一部であると言える。さらに、そのプログラムを付添人自ら実行していく活動であるとさえ言うこともできる。

審判後のアフターケアはさらに、審判後問題が解決されて終了するのではなく、いつでも非行克服支援センターに少年が立ち寄ったり、相談しに來たり、非行克服支援センターの活動に少年自身関わったりすることができる点で、いつまでも持続する。弁護士事務所にも少年が立ち寄ることはできるかもしれないが、弁護士の事務所において少年が参加する場面は存在しないといつて良いだろう。付添人活動の主体の本来的な業務が、全て少年にかかわりのある活動である点も、弁護士とは異なる特徴である。

第iii. 項 付添人の養成

非行克服支援センターでは、付添人活動を行う人材を2年間かけて行う養成講座を通して養成している。養成講座を修了した受講生は、登録をして、保護者または少年から非行克服支援センターに依頼がきたときに、地域や内容を考慮してふさわしい登録者が選ばれて、活動を行う。

養成講座は「ボランティア『付添人』・『相談員』養成講座」という連続学習会で、基礎講座、中級講座、研修コースがある。現在、ちょうど基礎講座の受講生募集が行われているので、そのプログラムの内容を紹介したい。

基礎講座は、6ヶ月間の間に全11回あり毎回2時間である。講師は、弁護士、元調査官、法務省関係者、警察省関係者、薬物専門家などの各分野における専門家がテーマごとに勤める。予定されている内容は、

- 第1回：少年事件の流れ
- 第2回：少年事件に関わる機関と人々
- 第3回：審判後の少年
- 第4回：付添人の役割について
- 第5回：最近の「非行」問題の特徴
- 第6回：「聴くこと」を学ぶワーク
- 第7回：学校の問題と非行
- 第8回：暴走族・暴力団について
- 第9回：薬物と青少年
- 第10回：子どもの性と性産業
- 第11回：「付添人」を学ぶワーク

というテーマについてである。この他に、「非行」と向き合う親たちの会が毎月開催する、親たちが交流し自身の体験を語り合う「例会」に2回参加することが義務付けられている。

また、私自身は非行克服支援センターによる『『非行』少年を支える青年ボランティア養成講座』という連続学習会⁴³⁾に参加し、その学習を深めるために、その後研修コースに参加した。この研修コースは、「ボランティア『付添人』・『相談員』養成講座」の中級講座の修了生が受講できる研修コースと同じ内容なので、参加した研修コースの内容も紹介する。

研修コースは、それまで学んだことを土台として、様々な施設を見学し、更に深め合っ
ていくことを目的としている。主に少年審判の過程で少年が収容される施設を見学し、同
行者としてそれまでの講座で講義をした講師も同行する。そして見学した後は、勉強会を
開き、参加者同士の意見交換や同行者による施設や少年を取り巻く仕組みについての説明
が行われる。参加者の多くは、初めて見学する施設が多く、驚きをもって感想を話す。施
設の雰囲気について想像と現実の違いや、理想との違いを話し合っていく。そのなかで同
行者は、施設の本来の目的や、少年審判という仕組みの中でのその施設の持つ役割を、時
には参加者の感じた印象を修正しながら、説明していく。参加者はこの研修の後、実際
に付添人活動を行っていくのであるから、理想や先入観にとらわれず、まずは正しい施設の
理解をしていくことと、また付添人として訪れた時に戸惑わないために見学して施設を知
っておくことが、この研修コースにおいて必要とされていることなのではないかと感じた。

研修コースでは月に一回ずつ全 5 回、主に東京都内の施設を見学する。毎回数時間の見
学時間があり、その施設の担当者による施設の説明を受け実際に施設を案内してもら
う。

その後約 1 時間の勉強会を行う。見学した施設は、

第 1 回：東京地方裁判所（少年事件には関係ないが、審判は非公開である為公開されてい
る成人刑事事件を見学した。参加者の多くは法律学習者ではないので導入として慣れる為
の第 1 回であると考えられる。）

第 2 回：多摩少年院

第 3 回：さいたま少年鑑別所

第 4 回：自立援助ホーム「カリヨンとびらの家」（特定非営利活動法人カリヨン子どもセンターの
運営する、男子専用自立援助ホーム施設。特定非営利活動法人カリヨン子どもセンターは、親子関係のこ
じれや虐待などにより、安全に暮らせる場所を失うなどの困難を抱えた子ども達が緊急に逃げ込むための
シェルターや、少年犯罪を起こして審判後引き受ける大人がいないために少年院に送られてしまう子ども
を引き受け、自立できるまで安全に生活できる場所を提供する自立援助ホームを開設することを目的とし、
平成 16 年に設立された NPO 法人。「子ども担当弁護士」という弁護士による法的支援と、児童福祉関係
者や市民による福祉支援の両方を兼ね備えた事業を行っている⁴⁴⁾。）

第 5 回：児童自立支援施設「東京都立萩山実務学校」（児童自立支援施設は児童福祉法第 44
条に基づく児童福祉施設である。）

の全 5 箇所である。

第 2. 節 付添人の立場をとることの必要性

民間の付添人の付添人活動の内容を見て、付添人という立場をとらなくても同じような
活動をすることが可能なのではないかという疑問に対して、付添人の立場を取ることの必
要性はあるか検討してみよう。

たしかに、民間の付添人の活動の中で、裁判官に付添人となることを許可されずに付添
人となれなかった場合にも、少年と少年の周りの環境に対して出来ることがある。親との
関係性や、学校との関係性、それまでの生活環境を離れ将来的に非行の状態から抜け出し
て生活が出来るように生活の基盤を整えること、などである。しかし、そういった活動を行
えらるといっても、少年が観護措置をとられて身柄を拘束されている場合、その付添人で

なければ容易に少年自身と接触することができないという問題がある。少年と会うことをひとまず後回しにしておいて、少年の周りの環境から手をつけていくとしても、やはり少年自身と向き合わなければ、少年にとって何が問題となっているかを明らかにすることは難しいと考える。少年がどういう問題意識を持っているか、少年を取り巻く親や学校などの周りの環境に対してどう思っているかを聞き出し、それを対象に伝え、その対象の思いをまた少年に伝える、といった両者の気持ちを相互に理解していくことで改善の糸口が見つかっていくのであって、少年と会うことが出来ないまま一方的な見解で解決することはできないと思う。

また、少年の身柄が解放された後、つまり審判の後に少年に対する活動を開始すればいいという意見に対しては、少年にとってこれまでの生活を変えるきっかけという意味で非行事実により審判が開始されることはチャンスと捉えることができる。そのようなチャンスにおいては、できる限り長い時間を確保しチャンスを活かしたい。その為には審判の初めから少年と向かい合うことが出来たほうが長い時間が確保できることは明白であるし、少年がどのような経過を辿ってきたかを理解するにも出来るだけ早い時点から関わる方が良く、一貫して同一人物が少年に向き合っていく方が、少年が信頼できる大人を得る為にも良い。

こうした理由から、少年と接触する必要性があり、少年と面会する身分の証明として、付添人の立場が必要となるのである。少年鑑別所においては、少年にとって有害な人物が接触することのできないよう少年は厳重に保護されている。例えばそれまでの交友関係など、少年の更生に阻害となる生活環境から隔離することも少年の身柄を拘束することの目的のひとつなのである。よって、少年鑑別所では面会を許可するかどうかは原則として保護者が判断の基準となる。保護者および近親者の他は、保護者がその面会希望者との面会を必要としているかどうかは面会を許可するかどうかの判断基準となる。付添人は、家庭裁判所に認められた人物であるということだけでなく、少年自身または保護者が必要として選任した人物である、という事実によって、面会を当然に許可されるのである。その他の者は、保護者の要請があることが必要であり、しかも親の要請があることを証明する為には、保護者の同行を少年鑑別所は要求することもある。弁護士の付添人の同行があった場合でさえ、保護者の要請を確認できなければ、面会を許可しない可能性がある。それほど、少年鑑別所は保護者との関係性を重視している。よって、付添人でない者が少年鑑別所に収容されている少年に面会することは容易ではない。つまり民間の者が活動を行う為には、付添人の地位があることが必要となる。

第3.節 少年更生における民間付添人の可能性

少年を保護し処分を決するにあたって、事件の真の事実が明らかにされることが必要なのは明白である。付添人を法律の専門家が勤めることが、事件の真の事実を明らかにする目的に達するには近道かもしれない。しかし、少年や保護者が付添人に求める役割は、事実の究明をすることと適正な処分に処されるよう審判に関わっていくことに限定されていない、と考える。例えば、少年は自分の声を聞き、自分を理解してくれる大人に出会えることを待っているかもしれない。付添人がそのような少年の必要とする大人になれば、

少年の更生に付添人は重要な役割を果たす。また、少年と保護者の関係がすれ違いこじれていて、そこに第三者の介在が必要な状況かもしれない。付添人がそのような第三者になれば少年と保護者の関係修復に付添人は役立つことができる。このように、付添人には果たせる役割がいくつも存在している。

つまり、審判が行われるということは、少年にとって非行の事実が適正な審査により明らかにされ、少年が事実を受け止め行為について自分を省みる機会であると同時に、少年自身が事件をきっかけにして、これまでの生き方からこれからの生き方を少年にとって良い方向に転換する機会でもある。また起こった事件が、少年が真に訴えていた心の SOS の現れであったとき、この転換のきっかけを活かして変わることが出来るかどうかは、その SOS をキャッチし救助することが出来たかどうかに関わってくるのである。一回 SOS を見逃してしまえば、少年は次いつ救助される機会に出会えるかもわからないし、生活を転換させ更生する機会に巡り会うかもわからない。少年が 2 度と SOS を発信しないことさえ有り得る。審判は、少年、保護者にとって不安と苦しさの入り交じったものであるだろうが、千載一遇のチャンスとも言えるだろう。このような機会を、どれだけ活かせるかということに、付添人の存在は大きな要素となるのではないかと思う。その審判の過程で少年に関わる全ての者が要素を担うのであるが、付添人は少年の内面と向き合おうとする分、保護者の支えとなりうる分、少年や保護者に近い存在といえ、やはり少年の転機の機会を活かすことに関しては他の者と一線を画する。しかし、転機を活かすことと、審判の本来の目的である事実を明らかにし少年に公正な処分が与えられるように活動すること、両方を全て行うには大変な労力が必要である。さらに、少年にとって何が良いかを判断するにも、少年が信頼する相手を見だし心を開くことが出来るまでにも、さらに、少年だけでなく保護者含め周りの人々が変わるのにも、長い時間がかかるように思う。はたして、これだけのことを付添人が行えるのだろうか。

付添人が弁護士であった場合、付添人活動の重きは事実究明と適正な処分を求める活動におかれる。少年の転機とすることができるか、また、どれだけ審判後のアフターケアができるか、といった活動は弁護士の裁量によるものである。弁護士が少年事件に限らず他にも依頼を抱えていることを考えれば、後者の活動をほとんど行えない弁護士は少なくないただろう。全国の弁護士会の弁護士が行っている付添人活動について、相互に意見を交換し合い、付添人活動を向上させていく全国交流会が年に数回全国各地で行われているが、平成 12 年の「第 11 回全国付添人経験交流集会」では、次のような報告がなされた⁴⁵⁾。

大阪弁護士会で、子どもの権利委員会の委員を対象にして、「付添人とアフターケアについて」というアンケートを行ったところ、回答が 17 人あった。審判終了後、その後少年と全くかかわりを持たない弁護士もいるが、何らかの審判後のアフターケアを行おうとする弁護士が、そのアフターケアの内容について回答した。一番多かった審判後のかかわりは「面会」で、少年院に会いに行ったり事務所に来てもらったりと形態は様々だが、1 度会うようにしているという形が多いようである。二番目に多かったのは「手紙」で、クリスマスや誕生日にカードを送ることや、また少年院を出た後 1 年間 3 ヶ月に一度手紙を出すというケースもあった。三番目は、「試験観察中のかかわり」で、面接をしたり、家庭訪問をしたり、就職先の紹介をしたりと、保護司の役割と似ているようである。

また、それらのアフターケアによる少年への影響については、「困ったことがあると電話

をしてくる」「結婚の報告を受けたこともあった」「少年院に収容されている間は励みになったようだ」などのいい影響を実感している弁護士がいる一方で、「不明」「目に見える形ではわからない」など、消極的な意見も目立った。

アフターケアについてどう思うかについては、日常業務に支障が出ることや、弁護士が負担するべきではない、アフターケアがきちんと制度化されていないので少年院での教育効果が減減している、審判後の付添人の法的地位が明確でなく費用も出ない、少年が求めている場合アフターケアは難しい、などの消極的意見が多く見られた。この中で、「社会システムとしてアフターケアを十分になしうる公的専門機関やNPO団体があるべきと思う」という意見があったことも明記しておこう。

これらのアンケート結果には、弁護士のアフターケアは形ばかりという印象を受ける。弁護士自身が自分に課す宿題のようなものである。少年自身の問題に関わるには、「一度は会いに行く」などの弁護士のペースに少年を合わせて、少年が変わることを期待する態度は決してふさわしくない。先ほども述べたが、長い時間がかかることを覚悟して、真剣に少年と向き合うことが必要である。そして、少年に接するにもタイミングが必要で、時によって連続的にじっくり向き合うことが必要な時期や、定期的に様子を見るが必要な時期など、少年ごとにその時必要な対応をすることが理想である。しかし、アンケートの結果でも言われているが、アフターケアまでする余裕はないというのが弁護士の実感としてあり、時間をかけて少年と向き合うことなど不可能のように見える。弁護士が、少年の転機を生かしたりアフターケアをしたりすることは、やはり難しいと考える。

そして一方で、弁護士自身もアフターケアの必要性を実感しているようだ。少年院での更生のプログラムを最大限に活かすには、アフターケアが制度として確立されていることが必要と考える弁護士や、社会システムとして十分にアフターケアをすることのできる機関が必要であると考えた弁護士もいたのである。審判だけでなく、審判後もアフターケアなどのフォローは必要であると考えている一方で、それができないのならば、他の機関にその部分を任せてみたらどうだろうか。そういった意味で、民間の団体を利用することの可能性は今後広がっていくと思う。

審判後のアフターケアに関してはこのようなことが言えるが、では付添人として少年に接する、審判中における民間の団体の役割はどうであろうか。

もちろん、少年にとって、少年をフォローする機関があることはどのタイミングであっても有意義である。だから、たとえ少年に民間の団体などが関わるのが審判の後だけだったとしても、少年に対して出来ることはあるだろう。しかし、民間の者が付添人として審判段階から付き合うことのメリットは決して少なくない⁴⁶⁾。そして、審判後に突然現れるのではなく、審判の最初から、特に少年が拘束された段階から、少年に関わることで少年とより長く接することになるのでじっくり向き合うことにつながるし、少年が審判の過程でどのように変化があったかも実際に体験することで正確に理解していくことができ、それらが少年のSOSをキャッチすることに必要なことであると思う。つまり、審判後のアフターケアだけでなく、審判の最初から付添人として少年に関わっていくことでより効果的な役割が期待できると考える。

第3.章 全件付添人制度運用の上での民間付添人の利用価値

付添人を少年事件全件につけるという制度を運用する際に、現在は各弁護士会で運用されているので、制度で派遣される付添人となろうとする者は弁護士だけであるが、もし仮にこの制度の運用主体が国などになった場合、付添人は弁護士に限定する必要があるのだろうか。付添人になる人材として、民間付添人の活動を見てみると、少年法の中の福祉的機能には大きな可能性があるといえる。現在民間付添人の活動を行っている NPO 団体に限らず、他の既存の機関を発展させることや今後新たに創設することで、弁護士の他にも社会的資源があるのならば、弁護士に限定しなくてもいいのではないだろうかという考え方もある。

たしかに、付添人として民間付添人には、弁護士が満足にすることのできない福祉的機能を果たしてくれるだろうという期待はある。さらに、全件に付添人をつけるには人材が不足しているという理由でも、限定をせず民間の付添人なども受け入れればいいと考えることができるだろう。

しかし、民間の付添人に期待する役割は、少年の更生についての役割である。少年自身の問題を解決することや親子関係や周囲の環境を解決していくことで、少年の更生に大きな影響をもたらすと考えている。そういった面では期待することができても、付添人のもう一方の、本来の役割とも言える審判における事実認定手続きや要保護性の審理という役割については、特に事実認定手続きにおいて民間の付添人にその能力にどれほどのものが期待できるかわからない。つまり、その役割については専門家である弁護士が必要なのではないかと思うのであり、民間付添人独自で活動をして弁護士の付添人の代わりも全て勤めることを目指すのではなく、弁護士の付添人を少年事件全件につけることを目指す一方で、民間の付添人活動に代表されるような福祉的機能の充実を求めるのが、理想的な形態であると考えている。少年自身や保護者が希望して私選で選任するのならば一つの選択肢として民間の付添人のみをつけることはもちろん有り得るが、全件付添人制度において理想的な形態を求めるのならば、全件付添人制度の運用に限っては弁護士に限定する必要がある、という結論になる。

しかし、付添人活動をしていく付添人全体の中で見た場合には、付添人を弁護士に限定すべきではなく、奨励していくべきだと考える。弁護士以外の付添人も存在することについては少年法第10条に保障されており、弁護士に限定する必要性の有無を論じる利益はないかもしれないが、弁護士以外の付添人を奨励するかどうかについては論じる利益が存在すると考える。

なぜなら、公的な全件付添人制度における付添人について、弁護士に限定するべきだという立場の理由として、付添人をおく必要性の根拠を付添人による要保護性に関する情報の収集・提供と捉えた場合に、少年手続き全体における要保護性の位置づけを十分に理解した上での情報収集及び提供の活動でなければ意味が乏しく、その少年事件の手続きの理解や記録の閲覧等の経験が十分なのは弁護士である、ということを利用して、弁護士に限定することが望ましいと述べる意見⁴⁷⁾がある。そのような意見とは弁護士に限定する理由において相違がある。

上述の意見に述べられた理由によって、公的な全件付添人制度において付添人を弁護士に限定すべきだとするならば、付添人全体に対しても、弁護士の方が有能であると言える。まず、この意見に対して付添人をおく必要性の根拠を付添人による要保護性に関する情報の収集・提供と捉えているところには疑問を感じる。福祉的機能は少年法の基本理念において重要であるし⁴⁸⁾、実務においても教育・福祉的な活動が付添人の具体的な活動の基本であるとされていることから⁴⁹⁾、付添人の必要性は福祉的機能を果たす活動を行うことにも重点を置いて語られるべきである。そして、要保護性の審理自体ならば、まだ手続き的なものとして、付添人が弁護士である必要性を理解することができるが、要保護性の審理のための要保護性に関する情報の収集・提供ならば、民間の付添人でも十分にその能力を発揮できると思う。その情報の内容は例えば、学校と少年の関係の緩和や、客観性が持てないために子どもの実態について把握できていない親に対しての助言、夫婦や交友関係や就職といった環境の調整などを行っていく中で得られる情報であり、民間付添人の得意とするところだからである。このような情報を収集・提供するという活動の内容であるのに、ただ単に弁護士の方が審判手続きに理解があることや慣れがあるという根拠だけで、弁護士以外のものを排除しようとするのは、説得力に欠ける。

民間の付添人は、法的な理論付けや審理手続きを行うことに対して習熟していないかもしれない。しかし、審判手続きを理解することや記録の閲覧等に慣れていくことは、しっかりした教育制度や経験の積み重ねによって補完できるものである。そうした努力を惜しみ、民間付添人の福祉的機能を果たす付添人活動の可能性を否定することはとてももったいないことだと思う。

つまり、全件付添人制度を運用する上で、弁護士と、民間の付添人が共同という形をとり、少年にとっていい方向は何か一緒に模索しながら付添人活動をすることができれば、付添人の果たせる役割は広がり、充実した付添人活動を行うことができるものとする。

第4.章 まとめ

我が国で、少年を成人と区別して処遇するようになったのは、107年前の明治33年に感化法が制定されたことが始まりである。それまでは幼い子どもといえども成人と等しく処罰の対象として扱われていた。なぜ、少年を成人と区別して処遇するようになったのかを考えると、その理由として、第1に少年の非行は明治時代の急激な社会の変革や貧困、児童労働といった社会的な問題が背景としてあることが明らかになってきたこと、第2に応報刑主義による刑罰処遇では非行の減少に効果が上がらなかったことがあり、少年に行為の責任を取らせ刑罰の対象とすることから、少年を保護し教育する対象へと変える有効性が知られるようになったのである。このような歴史を辿る少年審判は刑事裁判と違い司法的機能だけでなく福祉的機能が少年法の基本理念として色濃く残っている。非行事実があり、将来も非行を繰り返す危険性があり、保護することでその危険性を排除できる場合（これを要保護性があるという）、保護処分という処遇を少年に与えることも、福祉的機能である。

そして少年審判におけるその福祉的機能の及ぶ範囲は、保護処分という処遇だけでなく、少年審判の過程全てに及ぶと考える。少年にとって、非行事実で審判に付されること自体が、自分の意識を変えるきっかけになる可能性や、審判において裁判官や調査官や付添人、少年鑑別所の鑑別技師、検察官といった大人と接触していくということ自体が、少年に影響を与えていく可能性もある。また、審判の過程でそれまで近くに接していた親や学校の先生と会話していくことが、少年の不満や気持ちの行き違いを修正するきっかけになる可能性もある。また、被害者の気持ちを理解し反省すること自体が、少年にとって大きな心境の変化となる可能性もある。それらの可能性を考えた場合、少年への福祉的な効果や教育的な効果は、審判の過程の思わぬところで現れる可能性に満ちている。これは、特に少年が感受性豊かであること、および、非行に及ぶ背景が少年自身の特徴に原因があることよりも、生活環境や社会的な背景に何か問題があって、少年自身がもがいていることが起因しているということは十分によくあるということ、といった特徴が影響していると考えられる。

この少年審判における特性をよく理解したうえで、少年法の基本理念を達成するには、少年付添人はどのように捉えられるべきか考察した結果、私自身の結論は以下の通りである。

少年事件の審判において、付添人の役割に関して調査官の役割と重複する部分と重複しない部分が存在しているのは事実である。しかしそのような状況にあっても、例えば環境調整や少年の理解といった調査官の役割と重複している部分においては、調査官との立場の違いから調査官に対して補完的な役割を果たすことができると共に、同じ活動分野でも付添人には「少年の立場に寄る」といった面があるので、調査官とは違う作用を及ぼすとも言える。また、調査官の役割と重複していない部分においては、具体的には少年の問題点に対する対策のプログラムを構築する役割、少年の権利保護や適正な手続きを監視して行くといった司法的な役割などを挙げることができ、少年審判にとって付添人は重要な役

割を果たし、少年にとって有益に作用するといえる。

付添人が審判において必要な役割であるならば、少年が付添人を選任して少年審判に付されることは少年の権利であるといっている。この権利は、少年は付添人を選任することができるという明文規定がただ単に存在してさえいれば、権利が守られているといえるものではなく、少年には自己の権利を実現できるだけの客観的に判断する能力と実行する能力が十分には備わっていないことを考慮して、付添人選任の意思表示をより受動的にできるようにすることで、少年が権利を実現し易くなるよう、付添人制度が運用される必要があると考える。

全件付添人制度の一種といえる、福岡県弁護士会から開始された「当番付添人制度」は、少年に対する権利実行のサポートとして機能し、少年が付添人を選任して少年審判に付される権利を守っているといえる。こういった努力が、実際に開始されたことは評価に値する。しかし、各民間のレベルで努力がなされていても、少年審判の手続き自体が少年の権利を守るようになっていないまま事態は放置されるべきではない。また、民間の努力によって権利を守ろうとすることも、民間自身が負担を背負い犠牲となって実施されているのでは、体力がもたないことが心配される。つまり、今後必要なことは付添人を公的につける制度の実施を国が担うよう法の整備をすることである。

現在、検察官の関与がある場合に少年に弁護士である付添人がないときには、国選で付添人が付されることになり（少年法第 22 条の 3 第 1 項、第 32 条の 5）、これは国選付添人と呼ばれ国によって付される付添人の一種である。しかしこの国選付添人は、司法的機能が強い場合の少年審判における、検察官との対立関係として、付添人が司法的な役割で要請されていると感じる。もし、この国選付添人を公的付添人制度の始まりとして捉えることが出来たとしても、検察官の関与がある場合という対象範囲の限定は、あまりに狭すぎる。せめて、重い処遇を受ける可能性のある観護措置決定がなされた少年は全て、制度の対象とすべきである。公的付添人制度については、平成 16 年に「公的付添人制度に関する意見交換会」が実施された⁵⁰⁾。意見交換会を終えた後は、平成 17 年に公的付添人導入を含む少年法一部改正案が通常国会に提出されたという報道があり、平成 18 年には「平成 12 年改正少年法に関する意見交換会」の第 2 回において、公的付添人制度の在り方について言及がされた。今後、公的付添人制度は法の整備がなされる方向に進んでいくものと思われる。

そして、公的付添人制度の導入にあたっては少年法の福祉的機能に十分留意し、付添人が活動を行う際には、十分な福祉的・教育的役割を担うことが出来るようにすることが必要であり、場合によっては民間の付添人のような福祉的・教育的役割を担うことが出来る専門の機関の設立を立法化することも併せて検討していくと良いのではないかと考える。

以上 38,290 字

◆ 資料編

表①

→ 5 頁

[一般保護少年事件における付添人選任率歴年比較]¹²⁾

司法統計より項目を抜粋して集計し、独自に作成したもの

年度	一般保護事件の 少年総数(人)	付添人あり(人)	付添人なし(人)	総数に対する付添人 ありの割合
平成 8 年	1 8 8, 6 8 3	2, 6 7 5	1 8 6, 0 0 8	約 1. 4 %
平成 9 年	2 0 4, 8 2 4	3, 1 3 9	2 0 1, 6 8 5	約 1. 5 %
平成 10 年	2 1 4, 3 0 4	3, 3 8 0	2 1 0, 9 2 4	約 3. 9 %
平成 11 年	7 8, 1 8 6	3, 4 4 3	7 4, 7 4 3	約 4. 4 %
平成 12 年	7 6, 7 3 7	3, 9 0 3	7 2, 8 3 4	約 5. 1 %
平成 13 年	7 9, 9 9 8	4, 4 0 8	7 5, 5 9 0	約 5. 5 %
平成 14 年	8 3, 6 7 6	4, 7 4 6	7 8, 9 3 0	約 5. 7 %
平成 15 年	8 1, 5 5 8	4, 9 6 1	7 6, 5 9 7	約 6. 1 %
平成 16 年	7 8, 9 6 9	4, 4 6 8	7 4, 5 0 1	約 5. 7 %
平成 17 年	7 0, 0 8 8	4, 6 2 3	6 5, 4 6 5	約 6. 6 %

表②

→ 5 頁

[審判開始した少年事件の付添人選任率歴年比較]¹³⁾

司法統計より項目を抜粋して集計し、独自に作成したもの

年 度 (平成)	総 数 (人)	検 察 官 送致(人)	保 護 処 分 (人)	18 条 送 致(人)	不 処 分 (人)	付添人あり(人) (検察/保護処/18条/不処分)	総数に対する付 添人ありの割合
8 年	65,662	1,182	26,477	155	37,848	2,541(103/2,046/9/383)	約 3. 9 %
9 年	66,057	1,055	28,661	145	36,196	2,987(98/2,516/7/366)	約 4. 5 %
10 年	68,312	1,040	30,221	168	36,883	3,233(120/2,725/6/382)	約 4. 7 %
11 年	37,913	304	21,711	183	15,715	3,379(80/2,882/12/405)	約 8. 9 %
12 年	39,266	322	24,196	189	14,559	3,828(99/3,251/21/457)	約 9. 7 %
13 年	39,396	488	24,128	142	14,638	4,317(156/3,660/20/481)	約 1 1. 0 %
14 年	39,629	409	24,253	183	14,784	4,644(136/3,966/23/519)	約 1 1. 7 %
15 年	38,397	435	23,806	175	13,981	4,877(165/4,166/28/518)	約 1 2. 7 %
16 年	37,047	417	22,524	236	13,870	4,375(163/3,652/35/525)	約 1 1. 8 %
17 年	34,124	365	20,770	246	12,743	4,507(126/3,858/37/486)	約 1 3. 2 %

※ 「検察官送致」については、刑事処分相当によるもののみの数値であり年齢超過によるものは含んでいない。

表③

→6, 9頁

〔福岡県内における少年事件の観護措置件数・付添人選任件数等〕¹⁷⁾

2000年11月10日現在

福岡県子どもの権利委員会

	平成(年)	福岡本庁	小倉支部	久留米支部	飯塚支部	合計
弁護士数		436名	103名	44名	10名	593名
観護措置 件数	8	403	—	—	—	—
	9	490	239	149	124	1002
	10	575	221	167	116	1079
	11	552	266	162	131	1111
少年院 送致件数	8	145	—	—	—	—
	9	173	—	—	—	—
	10	174	—	—	—	—
	11	158	—	—	—	—
付添人 選任件数	8	119	—	—	—	—
	9	149	38	11	17	215
	10	192	29	28	19	268
	11	159	25	61	32	277
扶助付添 人件数	8	81	4	2	1	88
	9	94	19	4	4	121
	10	115	4	17	7	143
	11	—	13	6	4	129

表④

→11頁

〔各都道府県弁護士会の取り組み〕²⁶⁾

独自に集計し作成したものである

弁護士会 全52会	当番付添人 制度の有無	当番弁護士制度 の有無	子供の権利に関する 制度がある場合	法律相談セン ターの有無	会員数 (年/月現在)	管轄内人 口(人)
札幌 弁護士会	×	○(H15年開始)		○(有料,無料)	385名 (18/5)	約 3,300,000
函館 弁護士会	×	○(H4年開始)		○(原則有料)	31名 (18/6)	約500,000
旭川 弁護士会	×	○(H4年開始)		○(有料,無料)	35名 (18/4)	約800,000
釧路 弁護士会	×	○(H4年開始,全会員登録,地域限定,H11 年より全域に拡大)		○他に移動法 律相談(予約)	39名 (18/4)	約 1,000,000

		※委員会派遣制度あり(H8 年開始,重大犯罪発生時は要請なくても事務局が当番弁護士を派遣。原則刑事扶助決定し当番弁護士がそのまま被疑者段階での私選弁護人に就任。起訴後は国選弁護人に専任されるよう扱う)		なし)		
青森県 弁護士会	×	○		○	49名 (18/12)	1,436,657
岩手 弁護士会	×	○		○(有料)	64名 (18/12)	1,385,041
仙台 弁護士会	×(注:当番弁護士制度の※の③を参照)	○(H9年開始) ※委員会派遣あり(①重大事件②犯罪事実を争っている事件③被疑者が外国人や未成年である場合,要請なくとも当番弁護士を派遣)		○(有料)	240名 (18/5)	2,360,218
秋田 弁護士会	×	○	子どもの人権無料法律相談(常設,予約制)子どもの人権なんでも110番(不定期)	○(有料,一部無料)	57名 (18/12)	1,145,501
山形県 弁護士会	×	○		○(有料)	63名 (18/11)	1,216,181
福島県 弁護士会	×	○※委員会派遣制度あり(①一定の重い罪で身柄が拘束された場合②被疑者が18歳未満の少年である場合に申し出がなくとも当番弁護士を委員会派遣)	子どもの人権110番(無料相談会を定期的に実施)	○(有料,無料,夜間相談)	101名 (18/12)	2,091,319
茨城県 弁護士会	×	○		○(有料,一部無料)	116名 (18/6)	2,975,167
栃木県 弁護士会	×	○(H3年開始)		○(有料)	108名 (18/3)	2,016,631
群馬 弁護士会	×	○		○(有料,一部無料)	146名 (18/6)	2,024,135
埼玉 弁護士会	×	○	子ども弁護士ホットライン(無料電話相談,常設)	○(原則有料)	376名 (18/2)	7,054,243

千葉県 弁護士会	×	○(H15年時点で302人中231人登録,H14年2530件実施)		○(有料,一部無料,夜・土曜相談)	337名 (18/4)	6,056,462
東京 弁護士会	○(H16年一部開始,H17年全域開始予定)	○※当番付添人制度導入以前は成人事件と別に少年当番弁護士名簿を設置し運用していた	子どもの人権110番(電話相談,常設), 子どもの人権面接相談(予約制,常設,無料)	○(目的別に設置,有料,一部無料)	4,886名 (18/2)	12,576,601
第一東京 弁護士会	×	○		○(有料,一部無料)	2,876名 (18/2)	12,576,601
第二東京 弁護士会	×(注:当番弁護士制度の※を参照)	○※少年には家裁送致後に付添人活動を行う旨、案内有り	子どもの悩みごと相談(電話・面接,常設,無料)	○(目的別に設置,有料,一部無料)	3,072名 (18/1)	12,576,601
横浜 弁護士会	×	○	子どもの人権相談(常設,無料)	○(目的別に設置,有料,一部無料)	834名 (18/5)	8,791,597
新潟県 弁護士会	×	○		○(有料,無料)	150名 (-/-)	2,431,459
長野県 弁護士会	○(当番弁護士制度と同じ内容)	○	子どもの人権相談, 子どもの人権救済活動	○(有料,無料)	126名 (-/-)	2,196,114
山梨県 弁護士会	×	○		○(有料,無料)	66名 (18/1)	884,515
静岡県 弁護士会	×	○		○(有料,一部無料)	236名 (18/5)	3,792,377
富山県 弁護士会	×	○		○(有料)	59名 (18/2)	1,111,729
金沢 弁護士会	×	○		○(有料,一部無料)	94名 (18/4)	1,174,026
福井 弁護士会	×	○		○(有料,無料)	53名 (-/-)	821,592
岐阜県 弁護士会	×	○	子どもの悩みごと相談	○(有料,一部無料)	102名 (18/6)	2,107,226
愛知県 弁護士会	×	○	子どもの人権相談(電話・面接,無料) 子どもの人権擁護活動(通信の発行)	○(有料,一部無料)	1,010名 (18/5)	7,254,704
三重県 弁護士会	×	○(H5開始)	子どもの権利110番(年一回,無料)	○(有料,無料)	86名 (17/6)	1,866,963

滋賀 弁護士会	×	○	子どもの権利 110 番(年一回)	○(有料,無料)	60名 (-/-)	1,380,361
京都 弁護士会	×	○	こどもの権利 110 番(常設,無料)	○(有料,一部 無料,土日相 談)	395名 (-/-)	2,647,660
奈良 弁護士会		○	子どもの日記念無 料相談(年一回)	○(有料,無料)	103名 (18/5)	1,421,310
大阪 弁護士会	×(注:当番弁 護士制度の ※を参照)	○※少年事件専門ダ イヤル有り	少年事件法律相談 (捜査中のもの除 く,常設,無料)	○(原則有料, 夜・土曜相談)	2,980名 (18/5)	8,817,166
和歌山 弁護士会	確認とれず	○		○(有料,無料)	75名 (18/6)	1,035,969
兵庫県 弁護士会	×	○※委員会派遣制度 有り(H9年開始,申し 出がなくとも弁護士 会として必要と判断 する事件には弁護士 会が当番弁護士を派 遣)	少年問題無料相談 (無料)	○(有料,一部 無料)	492名 (18/5)	5,590,601
鳥取県 弁護士会	×	○		○(有料,無料)	34名 (-/-)	607,012
島根県 弁護士会	×	○		○(有料,無料)	32名 (-/-)	742,223
岡山 弁護士会	×	○		○(有料,一部 無料,夜・土日 相談)	196名 (-/-)	1,957,264
広島 弁護士会	×	○	子どもの日記念無 料相談(年一回)子 どもの悩みごと電 話相談(常設,無料)	○(有料,無 料,)	約300名 (-/-)	2,876,642
山口県 弁護士会	?「少年事件 の付添人制 度」有り	○		○(有料,無 料,)	87名 (18/5)	1,492,606
愛媛 弁護士会	×	○		○	104名 (18/12)	1,467,815
香川県 弁護士会	×	○		○(原則有料)	98名 (18/10)	1,012,400
徳島県 弁護士会	×	○		○(有料,無 料,)	57名 (18/12)	809,950

高知 弁護士会	×	○		○(有料,無 料,)	60名 (18/1)	796,292
福岡県 弁護士会	○(H13年開 始)	○(H2年開始)	子供の権利 110 番 (常設,無料)	○(有料,一部 無料)	676名 (18/6)	5,049,908
佐賀県 弁護士会	○	○	子どもの権利 110 番(常設)	○(有料,一部 無料)	48名 (18/2)	866,369
長崎県 弁護士会	×	○		○(有料,一部 無料)	81名 (18/6)	1,478,632
大分県 弁護士会	×	○(H2年開始)	子どもの日記念無 料相談(年一回)	○(原則有料)	81名 (-/-)	1,209,571
宮崎県 弁護士会	○(H14年4 月の時点で 16歳未満,又 は重大事件 で身柄拘束 される少年 に限り実施)	○		○(原則有料)	65名 (18/12)	1,153,042
熊本県 弁護士会	確認とれず	○(平成3年開始)※ 委員会派遣有り(平 成11年開始,一定の 重大事件や否認事件 については、連絡が なくても面会に行 く)	子どもの人権相談 (常設,無料)	○(有料,一部 無料)	142名 (18/6)	1,842,233
鹿児島県 弁護士会	確認とれず	○		○(有料,無料)	95名 (18/12)	1,753,179
沖縄 弁護士会	×	○		○(有料,一部 無料)	202名 (18/1)	1,361,594

※ 会員数については、法人会員は個人会員としても登録しており二重カウントとなるため、個人会員数が明らかになっている場合は個人会員数のみで掲載している。

※ 各都道府県の人口については、総務省統計局の発表による平成17年10月1日現在の「平成17年国勢調査結果」を参考にした。

※ 相談業務についての有料無料の表記について、無料相談（地方自治体主催のものを含む。）が特にある旨の記載がHPにあった場合には「無料」と記載し、「破産債務整理」や「交通事故」等の一部の相談内容に限って無料で相談を受け付ける旨の記載がHPにあった場合に、「一部無料」と記載している。有料としていても、相談の内容によっては無料となる場合もあるようなので、相談する場合には各弁護士会に直接問い合わせた方が良い。

表⑤

→16頁

[一般保護事件における付添人種類歴年比較]³⁵⁾

司法統計より項目を抜粋して集計し、独自に作成したもの

年度 (平成)	保護事件少 年総数	付添人あ り総数	弁護士	割合	保護者	割合	その他	割合
			8年	188,683人	2,675人	2,477人	約92.6%	47人
9年	204,824人	3,139人	2,968人	約94.6%	31人	約1.0%	140人	約4.5%
10年	214,304人	3,380人	3,131人	約92.6%	49人	約1.4%	200人	約5.9%
11年	78,186人	3,443人	3,149人	約91.5%	61人	約1.8%	233人	約6.8%
12年	76,737人	3,903人	3,580人	約91.7%	51人	約1.3%	272人	約7.0%
13年	79,998人	4,408人	4,068人	約92.3%	51人	約1.2%	289人	約6.6%
14年	83,676人	4,746人	4,347人	約91.6%	99人	約2.1%	300人	約6.3%
15年	81,558人	4,961人	4,584人	約92.4%	105人	約2.1%	272人	約5.5%
16年	78,969人	4,468人	4,135人	約92.5%	62人	約1.4%	271人	約6.1%
17年	70,088人	4,623人	4,358人	約94.3%	56人	約1.2%	209人	約4.5%

◆ 脚注

- 1) 石井小夜子「付添人活動のあり方」日本弁護士連合会編『新版 付添人活動のマニュアル』（日本弁護士連合会，2003）5頁
- 2) パンフレット「少年鑑別所のしおり」（法務省矯正局）より。
- 3) 菊田幸一『少年法概説〔第4版〕』（有斐閣，2003）61頁
- 4) 日本弁護士連合会・前掲注（1）付添人活動のマニュアル10頁以下
- 5) 福岡県弁護士会子どもの権利委員会『少年事件付添人マニュアル - 少年のパートナーとして - 』（日本評論社，2002）32頁
- 6) 詳しくは表①[一般保護事件における付添人選任歴年比較]（29頁）を参照。
- 7) 平成17年の時点での割合である。：「第22表 通常第一審事件の終局総人員 - 弁護関係別 - 地方裁判所管内全地方裁判所別」「第23表 通常第一審事件の終局総人員 - 弁護関係別 - 地方裁判所管内全簡易裁判所別」最高裁判所事務総局編『司法統計年報 2 刑事編 平成17年』（法曹会，2006）24頁以下
- 8) 日本弁護士連合会 HP URL：<http://www.nichibenren.or.jp/>
- 9) 大谷辰雄『『全件付添人制度』の誕生』自正52巻7号（2001）95頁
- 10) 『少年事件における書記官事務の研究』（最高裁判所事務総局，1996）66頁
- 11) 大谷・前掲注（9）自正94頁
- 12) 「第42表 一般保護事件の終局総人員 - 付添人の種類別非行別 - 全家庭裁判所」最高裁判所事務総局編『司法統計年報 4少年編 平成8年』（法曹会，1997）90頁
「第42表 一般保護事件の終局総人員 - 付添人の種類別非行別 - 全家庭裁判所」最高裁判所事務総局編『司法統計年報 4少年編 平成9年』（法曹会，1998）90頁
「第42表 一般保護事件の終局総人員 - 付添人の種類別非行別 - 全家庭裁判所」最高裁判所事務総局編『司法統計年報 4少年編 平成10年』（法曹会，1999）90頁
「第29表 一般保護事件の終局総人員（事件票） - 付添人の種類別非行別 - 全家庭裁判所」最高裁判所事務総局編『司法統計年報 4少年編 平成11年』（法曹会，2000）52頁
「第29表 一般保護事件の終局総人員（事件票） - 付添人の種類別非行別 - 全家庭裁判所」最高裁判所事務総局編『司法統計年報 4少年編 平成12年』（法曹会，2001）52頁
「第31表 一般保護事件の終局総人員 - 付添人の種類別非行別 - 全家庭裁判所」最高裁判所事務総局編『司法統計年報 4少年編 平成13年』（法曹会，2002）54頁
「第31表 一般保護事件の終局総人員 - 付添人の種類別非行別 - 全家庭裁判所」最高裁判所事務総局編『司法統計年報 4少年編 平成14年』（法曹会，2003）54頁
「第31表 一般保護事件の終局総人員 - 付添人の種類別非行別 - 全家庭裁判所」最高裁判所事務総局編『司法統計年報 4少年編 平成15年』（法曹会，2004）54頁
「第31表 一般保護事件の終局総人員 - 付添人の種類別非行別 - 全家庭裁判所」最高裁判所事務総局編『司法統計年報 4少年編 平成16年』（法曹会，2005）54頁
「第31表 一般保護事件の終局総人員 - 付添人の種類別非行別 - 全家庭裁判所」最高

- 裁判所事務総局編『司法統計年報 4少年編 平成 17 年』（法曹会，2006）54 頁より項目を抜粋して集計し、独自に作成したものである。
- 13) 前掲注（12）司法統計年報 4 少年編平成 8 年 - 平成 10 年「第 43 表」91 頁、平成 11 年 - 12 年「第 30 表」53 頁、平成 13 年 - 平成 17 年「第 32 表」55 頁より項目を抜粋して集計し、独自に作成したものである。
 - 14) 前掲注（12）司法統計年報 4 少年編平成 12 年「第 28 表 一般保護事件の終局総人員（事件票） - 観護措置の有無及び終局決定別非行別 - 全家庭裁判所」50 頁以下
 - 15) (平成 12 年度付添人 3,828 人 ÷ 平成 12 年度観護措置少年 17,864 人) × 100
 - 16) 福岡県弁護士会の経緯について、全般的に以下を参考にした：大谷・前掲注（9）自正 95=99 頁、福岡弁護士会「第 1 分科会『身柄事件全件受任制度』～国選付添人制度への布石」日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『第 11 回全国付添人経験交流集会報告集』（日本弁護士連合会子どもの権利委員会，2002）54=57 頁
 - 17) 福岡弁護士会・前掲注（16）「第 1 分科会『身柄事件全件受任制度』」75 頁より引用。
 - 18) 告知の具体的内容については 1 章 2 節 ii 項 - ③「制度の内容」（8 頁）を参照。
 - 19) 制度の内容について全般的に以下を参考にした：福岡県弁護士会・前掲注（5）付添人マニュアル 32 頁
 - 20) 福岡弁護士会・前掲注（16）「第 1 分科会『身柄事件全件受任制度』」61 頁
 - 21) 福岡弁護士会・前掲注（16）「第 1 分科会『身柄事件全件受任制度』」76 頁
 - 22) 福岡弁護士会・前掲注（16）「第 1 分科会『身柄事件全件受任制度』」61 頁
 - 23) 大谷・前掲注（9）自正 101 頁
 - 24) 二又和徳「付添人日誌」弁護士会月報 14・2 月号 (URL: <http://www.fben.jp/tsukisoi/>, 2002)
 - 25) 宇加治恭子「少年院送致処分が、抗告審で差戻後、保護観察処分に」弁護士会月報 14・3 月号 (URL: <http://www.fben.jp/tsukisoi/>, 2002)
 - 26) 各弁護士会の HP より情報を収集し集計したものである。
札幌弁護士会 <http://satsuben.or.jp/>
函館弁護士会 http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/shimin/map/map_bengo.html
旭川弁護士会 <http://potato2.hokkai.net/%7Ekyokuben/index.html>
釧路弁護士会 <http://www.946jp.com/ben54/>
青森県弁護士会 <http://www.ao-ben.jp/info/mem.html>
岩手弁護士会 http://www32.ocn.ne.jp/~iwate_ba/
仙台弁護士会 <http://www.senben.org/>
秋田弁護士会 <http://akiben.jp/>
山形県弁護士会 <http://www.yamaben.or.jp/>
福島県弁護士会 <http://business3.plala.or.jp/fba/>
茨城県弁護士会 <http://www.mito.ne.jp/~iba/>
栃木県弁護士会 <http://www.tochiben.com/>
群馬弁護士会 <http://www.gunben.or.jp/>
埼玉弁護士会 <http://www.saiben.or.jp/>
千葉県弁護士会 <http://www.chiba-ben.or.jp/>

東京弁護士会 <http://www.toben.or.jp/>
第一東京弁護士会 <http://www.ichiben.or.jp/>
第二東京弁護士会 <http://niben.jp/>
横浜弁護士会 http://www.nichibenren.or.jp/ja/legal_apprentice/060/yokohama.html
新潟県弁護士会 <http://www.niigata-bengo.or.jp/>
長野県弁護士会 <http://www.avis.ne.jp/~nagaben/>
山梨県弁護士会 <http://www.yama-ben.jp/>
静岡県弁護士会 <http://s-bengoshikai.com/>
富山県弁護士会 <http://www.tomiben.jp/>
金沢弁護士会 <http://www.kanazawa-bengo.com/>
福井弁護士会 <http://www.fukuben.or.jp/>
岐阜県弁護士会 <http://www.gifuben.org/>
愛知県弁護士会 <http://www.aiben.jp/>
三重県弁護士会 <http://homepage3.nifty.com/miebar/>
滋賀県弁護士会 <http://www.shigaben.or.jp/>
京都弁護士会 <http://www.kyotoben.or.jp/>
奈良弁護士会 <http://www.naben.or.jp/>
大阪弁護士会 <http://www.osakaben.or.jp/>
和歌山弁護士会 <http://www.wakaben.or.jp/>
兵庫県弁護士会 <http://www.hyogoben.or.jp/>
鳥取県弁護士会 <http://www4.ocn.ne.jp/~toriben/>
島根県弁護士会 <http://www.shimaben.com/>
岡山弁護士会 <http://www.okaben.or.jp/>
広島弁護士会 <http://www.hiroben.or.jp/>
山口県弁護士会 <http://www.yamaguchikenben.or.jp/>
愛媛県弁護士会 <http://www.ehime-ben.or.jp/>
香川県弁護士会 <http://www3.ocn.ne.jp/~kaben/>
徳島県弁護士会 <http://www.tk2.nmt.ne.jp/~tokuben/>
高知県弁護士会 <http://www.kochiben.or.jp/>
福岡県弁護士会 <http://www.fben.jp/>
佐賀県弁護士会 <http://www17.ocn.ne.jp/~sagabgsk/index.htm>
長崎県弁護士会 <http://www.nben.or.jp/>
大分県弁護士会 <http://www14.plala.or.jp/oitakenben/index.html>
宮崎県弁護士会 <http://www.miyaben.jp/>
熊本県弁護士会 <http://www.kumaben.or.jp/>
鹿児島県弁護士会 <http://www.kben.jp/>
沖縄県弁護士会 <http://www.okinawabar.or.jp/>
北海道弁護士会連合会 <http://www.dobenren.org/>
総務省統計局 HP : <http://www.stat.go.jp/>

27) 福岡県弁護士会・前掲注(5) 付添人マニュアル 32頁

- 28) 「公的弁護制度検討会（第6回）議事概要」（司法制度改革推進本部事務局，2002）
URL : <http://www.kantei.go.jp/index.html>
- 29) 福岡県弁護士会「公的付添人制度に関する意見書」（熊弁の意見，2003）熊本県弁護士会
HP内 URL : 前掲注(26)
- 30) 福岡弁護士会・前掲注（16）「第1分科会『身柄事件全件受任制度』」64=65頁
- 31) 福岡県弁護士会・前掲注（5）付添人マニュアル 23頁
- 32) 調査官（匿名）「調査官から見た付添人活動」日本弁護士連合会編『新版 付添人活動のマニュアル』（日本弁護士連合会，2003）37頁以下
- 33) 最首良夫「初期調査官接触」日本弁護士連合会編『新版 付添人活動のマニュアル』（日本弁護士連合会，2003）30頁
- 34) 調査官・前掲注（32）付添人活動のマニュアル 38頁
- 35) 前掲注（12）司法統計年報4少年編平成8年 - 平成10年「第42表」90頁、平成11年 - 12年「第29表」52頁、平成13年 - 平成17年「第31表」54頁
より項目を抜粋して集計し、独自に作成したものである。
- 36) 特定非営利活動法人非行克服支援センター・リーフレットに記載
- 37) 特定非営利活動法人非行克服支援センター「設立趣意書」（URL : <http://ojd.npgo.jp/>, 2002）
- 38) 『『非行』と向き合う親たちの会・創立10周年 - お父さんががんばれ！ - 講演とコンサートの集い』・2006年11月25日東京都江戸川区にて開催（主催:「非行」と向き合う親たちの会）
- 39) 能重真作、「非行」と向き合う親たちの会『非行 - 親・教師・調査官が語る子どもたちの「今」 - 』〔能重真作〕（新科学出版社，新装版，2006）〔わが子は中学生李1997年5月臨時増刊号（あゆみ出版，1997）の再刊〕13頁以下
- 40) 特定非営利活動法人非行克服支援センター・前掲注（37）「設立趣意書」
- 41) 前掲注（39）非行 139頁
- 42) 調査官・前掲注（32）付添人活動のマニュアル 39頁
- 43) 『『非行』少年を支える青年ボランティア養成講座』・2005年10月～2005年12月開催（主催:特定非営利活動法人非行克服支援センター，助成:新宿区）
- 44) 特定非営利活動法人カリヨン子どもセンター・リーフレットの記載より。また、実際にカリヨンとびらの家のスタッフの方に伺った話を含む。
- 45) 大阪弁護士会・前掲注（16）「第3分科会付添人としてのアフター・ケア」93頁以下
- 46) 民間付添人のメリットについて詳しくは2章1節ii項「実際の付添人活動」（18頁以下）を参照。
- 47) 「公的付添人制度に関する意見交換会（第4回）議事概要」（法務省刑事局，2004）
URL : <http://www.moj.go.jp/KEIJI/TSUKISOI/gaiyou04.html>
- 48) 菊田・前掲注（2）少年法概説 4頁以下
- 49) 石井・前掲注（1）付添人活動のマニュアル 5頁
- 50) 前掲注（47）議事概要
「公的付添人制度に関する意見交換会」の開催状況：平成16年2月12日より平成16年12月13日まで8回にわたり開催。

◆ 参考文献

本文の全体において参考にした文献

- ①菊田幸一『少年法概説〔第4版〕』（有斐閣，2003）
- ②重松一義『少年法の思想と発展』（信山出版，2002）
- ③大谷辰雄『『全件付添人制度』の誕生』自正 52 卷 7 号 94 頁以下（2001）
- ④日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『第 11 回全国付添人経験交流集会報告集』（日本弁護士連合会子どもの権利委員会，2002）
- ⑤福岡県弁護士会子どもの権利委員会『少年事件付添人マニュアル - 少年のパートナーとして -』（日本評論社，2002）
- ⑥大平光代『あなたなら、どうする』（講談社，2004）

<略称と完全誌名の対照表>

自正：自由と正義（日本弁護士連合会）